

浅口市
第4次障害者計画
第7期障害福祉計画
第3期障害児福祉計画

2024(令和6)年3月

浅口市

目次

第1編 総論

第1章 計画の策定にあたって	2
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	2
第2節 計画の性格と位置付け.....	5
第3節 計画策定体制・方法.....	9
第4節 計画の推進体制.....	10
第2章 障害のある人を取り巻く現状	11
第1節 浅口市の現状.....	11
第2節 アンケート調査結果.....	23

第2編 障害者計画

第1章 計画の基本事項	44
第1節 目指す将来像.....	44
第2節 基本目標.....	45
第3節 施策の体系.....	46
第2章 基本目標達成への取組み	48
第1節 基本目標1への取組み.....	48
第2節 基本目標2への取組み.....	54
第3節 基本目標3への取組み.....	59

第3編 障害福祉計画・障害児福祉計画

第1章 計画の基本事項	66
第1節 前期(第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)の実績評価.....	66
第2節 計画策定の考え方.....	76
第3節 障害福祉サービス等の体系.....	78
第2章 成果目標の設定	82
第3章 障害福祉サービスの見込み	88
第4章 地域生活支援事業の見込み	93
第5章 障害児通所サービス等の見込み	95
第6章 その他の活動指標	96

資料編

1 浅口市障害者自立支援協議会 委員名簿.....	100
2 計画策定の経緯.....	101
3 用語解説.....	102



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた、
見やすいデザインの文字を採用しています。

- 本計画における「障害」と「障がい」及び「障害者」の表記について
 - 固有名称、アンケート等の記述内容については、使用されている「障害」及び「障がい」をそのまま表記しています。
 - 上記以外は、法令、国の計画の表記に合わせて「障害」と表記しています。
 - また「障害者」については「障害のある人」と表記しています。

- 本文中に用いられる専門用語等について、初出時に『*』を付与し、資料編の用語解説に説明を掲載しています。(例:合理的配慮*)



第1編 総論

第1章 計画の策定にあたって

- 第1節 計画策定の背景と趣旨
- 第2節 計画の性格と位置付け
- 第3節 計画策定体制・方法
- 第4節 計画の推進体制

第2章 障害のある人を取り巻く現状

- 第1節 浅口市の現状
- 第2節 アンケート調査結果

第1章 計画の策定にあたって

第1節

計画策定の背景と趣旨

1 計画策定の背景・法改正の流れなど

2006(平成18)年の国連総会において、障害のある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害のある人固有の尊厳の尊重を促進することを目的として「障害者の権利に関する条約(以下「障害者権利条約」という。)」が採択されました。わが国は批准に際し、その精神に相応しい国内法とするため、2011(平成23)年の「障害者基本法」の改正をはじめ、2012(平成24)年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)」の成立、2013(平成25)年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)」の成立など、次々と関係法の整備を進め、2014(平成26)年に「障害者権利条約」を批准しました。

■「障害者権利条約」批准までの主な法整備

年	法律・制度等の動き	概要
2011 (平成23) 年	「障害者基本法」改正	「共生社会*の実現」について明確に言及
	「障害者虐待防止法」成立	国等の責務既定、早期発見の努力規定 虐待*発見者の通報の義務
2012 (平成24) 年	「障害者総合支援法」成立	「共生社会の実現」のため、「全ての障害者及び障害児が可能な限り身近な場所において生活を営むため」の総合的かつ計画的な支援
2013 (平成25) 年	「障害者差別解消法」成立	差別を解消するための合理的配慮*の不提供の禁止を規定
2014 (平成26) 年	「障害者権利条約」批准	障害者の人権や基本的自由の享有を確保 障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定

その後も、次々と「共生社会の実現」に向けた法律の制定、改正を重ね、法的整備を進めてきています。改正された「障害者基本法」及び「障害者自立支援法」から生まれ変わった「障害者総合支援法」に基づき、その他関連法の制定・改正に合わせ、内容を拡充しながら、障害のある人のニーズに応えるべく、見直しを重ねてきています。

また、2021(令和3)年の「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催を契機として「心のバリアフリー*」及び「ユニバーサルデザイン*の街づくり」の普及を推進し「共生社会の実現」のため、継続して推進するとしています。

■「共生社会の実現」に向けた主な法律等の整備

年	法律・制度等の動き	概要
2017 (平成29) 年	「ユニバーサルデザイン 2020行動計画」策定	「心のバリアフリー」「ユニバーサルデザインのまちづくり」の 推進
2018 (平成30) 年	「障害者による文化芸術活動の 推進に関する法律」施行	施設のバリアフリー化等、障害のある人が文化芸術の鑑賞・参 加・創造するための環境整備
2019 (令和元) 年	「視覚障害者等の読書環境の 整備の推進に関する法律」成立	障害のある人が自分に合った方法で読書ができるための環境 整備
2021 (令和3) 年	「障害を理由とする差別の解消の 推進に関する法律」改正	事業者における合理的配慮の義務化
2021 (令和3) 年	「医療的ケア児及びその家族に 対する支援に関する法律」成立	医療的ケア*児*及びその家族に対する支援の基本理念、国、地 方公共団体等の責務を明示
2022 (令和4) 年	「障害者虐待の防止、障害者の養護 者に対する支援等に関する法律」 改正	障害福祉サービス等事業所の従業者への定期的な研修の実施 等、運営基準の見直し

「障害者総合支援法」は2016(平成28)年の一部改正及び2018(平成30)年の施行を経て、地域生活や就労の支援強化により、障害者の希望する生活の実現を目指し、2022(令和4)年に関連法を含めた一括改正法が成立、2024(令和6)年に施行されます。

■2022(令和4)年の「障害者総合支援法」の改正に伴う関連法の主な改正内容

- 障害者等の地域生活の支援体制の充実
(障害者総合支援法、精神保健福祉法)
- 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進
(障害者総合支援法、障害者雇用促進法)
- 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
(精神保健福祉法)
- 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援
の強化(難病法、児童福祉法)
- 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース(DB)
に関する規定の整備(障害者総合支援法、児童福祉法、難病法)

2 計画策定の趣旨

(1)本市のこれまでの計画策定について

「障害者権利条約」の批准に向けた国の法整備、その後続く法律制定、改正の動きを踏まえて、本市では、2018(平成30)年3月に障害者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定める計画として「第3次障害者計画」を策定しました。また併せて、障害福祉サービスについて、2018(平成30)年度から2020(令和2)年度までの間における必要量及び必要量確保のための方策を定めるために「第5期障害者福祉計画」「第1期障害児福祉計画」を一体的に策定しました。その後3年間を経て、2021(令和3)年3月に「第6期障害者福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、障害福祉施策を総合的・体系的に推進してきました。

(2)近年の国の動向

その間、2021(令和3)年6月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正による、事業者における合理的配慮の義務化、同年9月の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行による、地方公共団体が国と連携し自主的かつ主体的に医療的ケア児やその家族に対する支援を行う責務の明確化など、共生社会の実現に向けた法改正が行われ、2022(令和4)年に「障害者総合支援法」の関連法を含めた一括改正法が成立しています。

(3)本計画の策定について

このたび本市では、2024(令和6)年3月末で「第3次障害者計画」「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」が計画期間満了を迎えるため、国の動向、これまでの本市の障害者福祉施策の実施状況、本市の障害のある人を取り巻く現状、課題等を踏まえて「第4次障害者計画」及び「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定します。

第2節

計画の性格と位置付け

1 計画の性格・根拠法と計画の内容、性質

策定する3つの計画は、根拠とする法律があり、それぞれの目的に沿った内容を有します。

(1) 第4次障害者計画

障害者基本法第11条第3項「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない」の規定に基づく「市町村障害者計画」です。

本市の状況及び法改正等の動向を踏まえ、障害のある人に対する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

(2) 第7期障害福祉計画

障害者総合支援法第88条「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする」の規定に基づく「市町村障害福祉計画」です。

国の基本指針に基づき、障害のある人の地域での生活を支援するためのサービスに関する整備のための目標設定、サービス見込量の設定等を行うものです。

(3) 第3期障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20「市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする」に基づく「市町村障害児福祉計画」です。

「第7期障害福祉計画」と同様にサービス基盤整備のための目標設定、サービス見込量の設定等を行います。



3つの計画はそれぞれの法律に基づきながら、一体的な計画として策定します。

2 計画の対象

本計画の対象は、下記のとおりです。

本計画では、手帳の有無に関わらず、身体障害*、知的障害*、精神障害*、発達障害*、高次脳機能障害*、難病*等により、日常生活又は社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象とします。

なお、障害のある人について、法的には下記のように定義しています。

(1) 障害者：障害者基本法(第2条第1項)

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 障害者：障害者総合支援法(第4条第1項)

この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条第一項に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいう。

(3) 障害児：児童福祉法(第4条第2項)

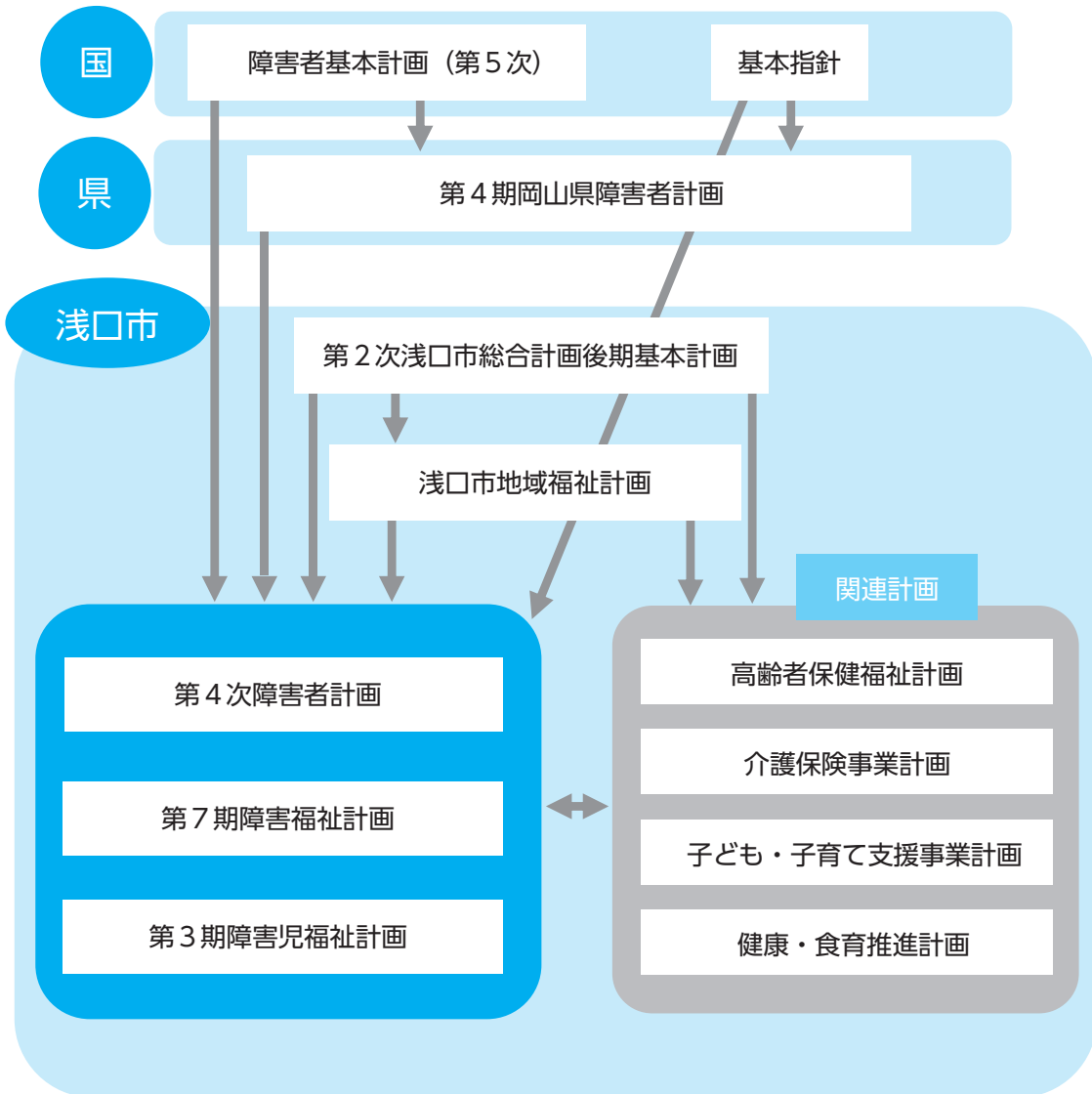
この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する発達障害児を含む。)又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童をいう。

(4) 難病等：障害者総合支援法(第4条第1項抜粋)

治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいう。

3 計画の位置付け

本市の上位計画である「第2次浅口市総合計画(後期基本計画)」や「浅口市地域福祉計画」及び国や県の各計画と関連し、整合性を保ちます。



4 計画の期間

障害福祉計画と障害児福祉計画は、国の基本指針において計画期間を3年間として定められており、本計画の期間は2024(令和6)年度から2026(令和8)年度までの3年間とします。

なお、浅口市第4次障害者計画の計画期間は2029(令和11)年度までの6年間とします。ただし、計画期間内における制度改正や社会情勢の変化などにより、必要な場合は浅口市第4次障害者計画の見直しを行うこととします。

	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度
障害者計画	第3次 2021(令和3)～ 2023(令和5)年度			第4次 2024(令和6)～2029(令和11)年度					
障害福祉計画	第6期 2021(令和3)～ 2023(令和5)年度			第7期 2024(令和6)～ 2026(令和8)年度			第8期 2027(令和9)～ 2029(令和11)年度		
障害児福祉計画	第2期 2021(令和3)～ 2023(令和5)年度			第3期 2024(令和6)～ 2026(令和8)年度			第4期 2027(令和9)～ 2029(令和11)年度		

第3節

計画策定体制・方法

1 アンケート調査の実施

障害のある人の生活実態や福祉に対するニーズ、意向を把握し、計画策定の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました(調査概要及び結果については第2章第2節に掲載)。

2 浅口市障害者自立支援協議会*での審議

計画原案の作成にあたっては、市内の学識経験者、保健・医療・教育・福祉関係者などからなる「浅口市障害者自立支援協議会」での審議を行っています。

日 程	内 容
第1回 2023(令和5)年 9月4日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の策定について概要説明 ・アンケート調査票案の説明、意見聴取 ・今後のスケジュールについて など
第2回 2024(令和6)年 1月23日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の素案確定に向けた意見聴取、調整 ・アンケート調査結果速報 ・パブリックコメント実施について など
第3回 2024(令和6)年 3月4日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の素案(確定版)、パブリックコメント結果説明 ・アンケート調査結果(確定版)報告 など

3 パブリックコメントの実施

計画の策定にあたって、計画原案を公表し市民の考えや意見を聴取するパブリックコメントを実施しました。

実施期間	2024(令和6)年2月6日(火)～2月20日(火)(14日間)
実施方法	浅口市ホームページ等での公表、意見聴取

1 庁内推進体制の強化

本計画を総合的・計画的に推進していくため、庁内関係課との連携を図りながら推進体制を構築し、情報共有、進捗管理、協議・調整等により取組みを推進します。

2 浅口市障害者自立支援協議会を核とした取組み

障害のある人の自立と地域生活を支えるためには、福祉や保健分野のみならず、関係機関・団体との連携や協力体制が不可欠です。

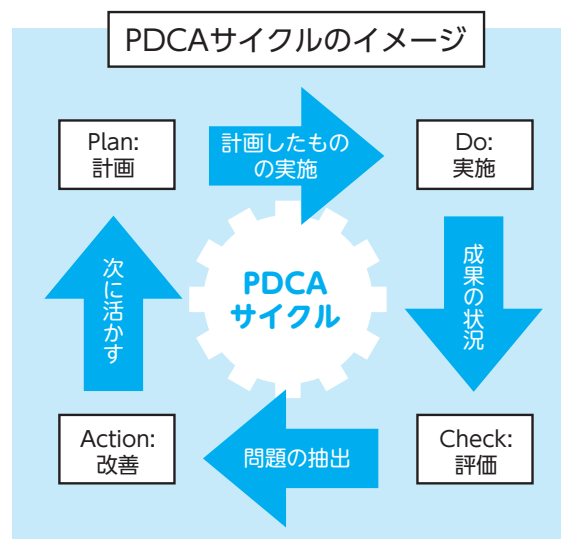
そこで、浅口市における障害のある人や子どもへの支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、浅口市障害者自立支援協議会(以下、「自立支援協議会」という。)を設置しています。この自立支援協議会には、専門部会及びワーキンググループが置かれており、地域課題の抽出と解決に向けた取組みを計画と連動させながら進めていきます。

3 計画の進行管理

障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画を着実に推進し、効果の高いものとするためには、計画を立て(Plan)、実行し(Do)、進捗状況及び成果を点検・評価したうえで(Check)、取組みの改善見直しを行う(Action)、PDCAサイクルを構築することが大切です。

本計画の進捗状況及び成果に関する点検・評価については、自立支援協議会にて行います。

また、国の制度変更や計画期間の終了に伴う見直しの際には、自立支援協議会において評価結果を報告し、意見を求めながら課題に対する必要な対応を図ります。



第2章 障害のある人を取り巻く現状

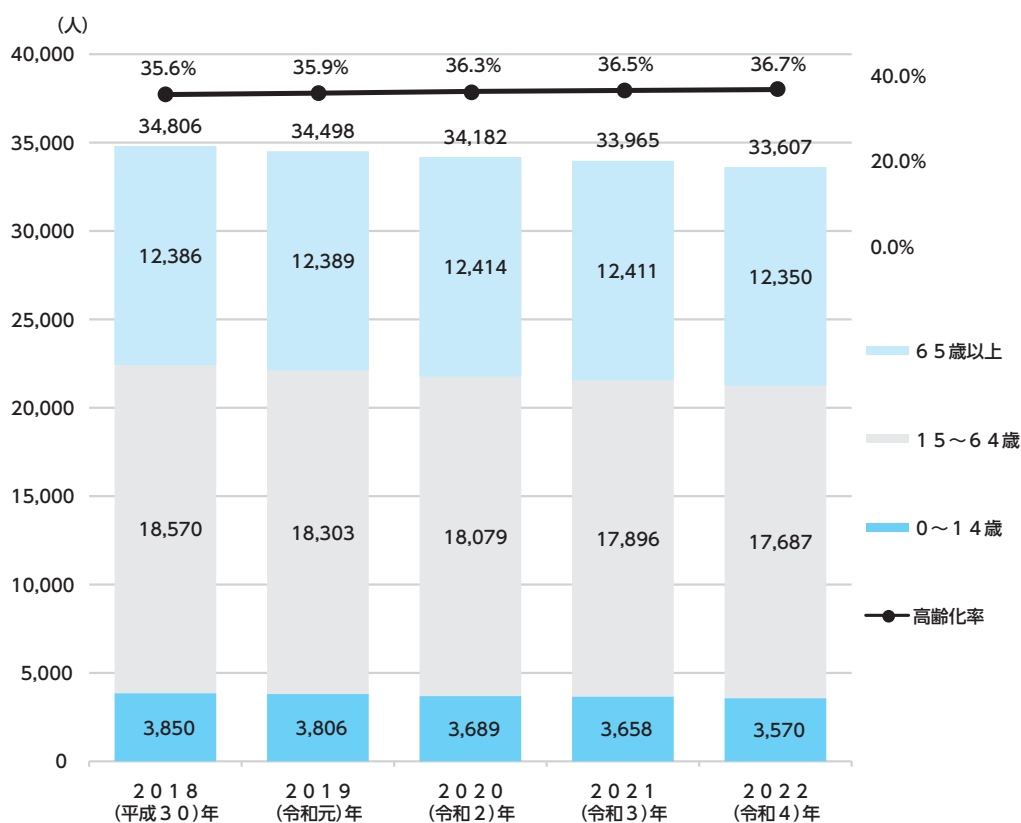
第1節 浅口市の現状

1 人口の推移

(1) 総人口の推移

- 2018(平成30)年から2023(令和5)年までの総人口の推移について、一貫して減少傾向にあります。年齢3区分別では、「0～14歳」及び「15～64歳」が一貫した減少傾向にあり、「65歳以上」は微増微減の両傾向が見られます。高齢化率(総人口における65歳以上人口の割合)を捉えてみると、全体の傾向としては微増となっています。一方、将来人口について、推計(「浅口市人口ビジョン」による)では、2026(令和8)年には30,439人と2023(令和5)年よりも約9%減少する数値となっています。年齢3区分別で捉えると、3区分全てが減少傾向、高齢化率も増加傾向とされています。

■年齢3区分による人口推移(住民基本台帳:各年1月1日現在)



※高齢化率:総人口における65歳以上人口の割合

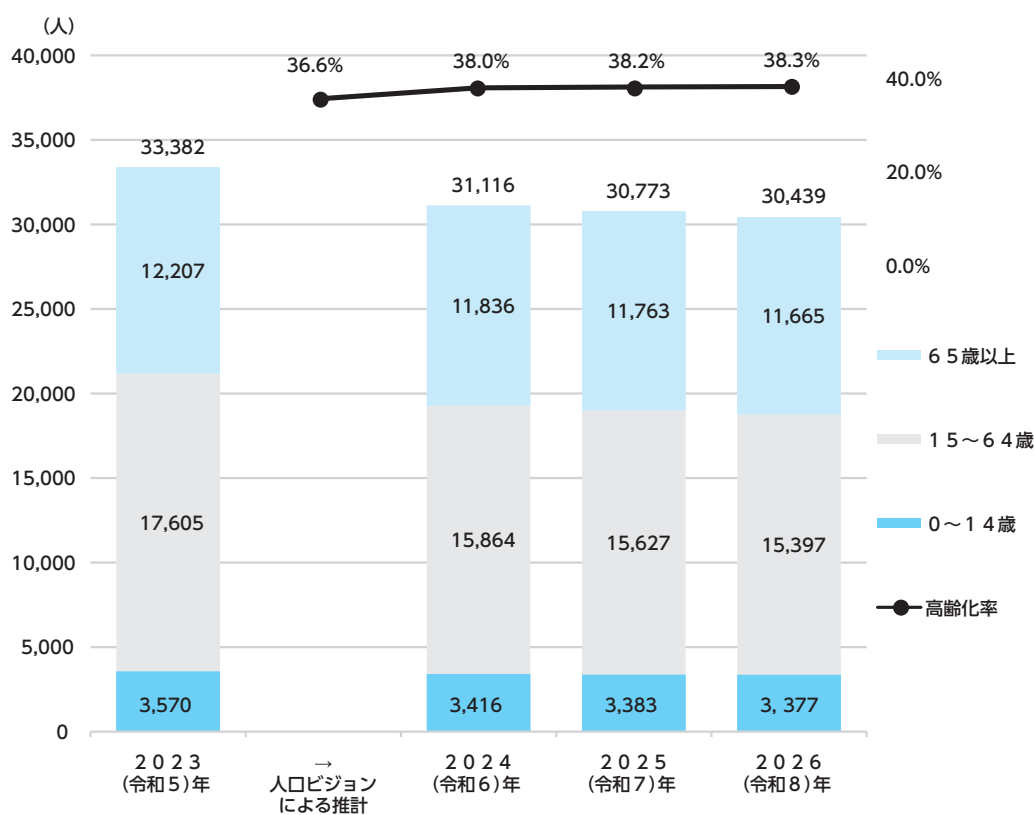
■年齢3区分による人口推移と増減率

(単位:人、%)

区 分	2018 (平成30) 年	2019 (令和元) 年	2020 (令和2) 年	2021 (令和3) 年	2022 (令和4) 年	増減率※
65歳以上	12,386	12,389	12,414	12,411	12,350	99.7%
15～64歳	18,570	18,303	18,079	17,896	17,687	95.2%
0～64歳	3,850	3,806	3,689	3,658	3,570	92.7%
合 計	34,806	34,498	34,182	33,965	33,607	96.6%

※増減率:2018(平成30)年を100とした場合の、2022(令和4)年の割合

■年齢3区分人口及び「浅口市人口ビジョン」による目標人口(2024(令和6)～2026(令和8)年)



※2023(令和5)年のグラフは住民基本台帳(1月1日現在)に基づく。

■年齢3区分人口及び「浅口市人口ビジョン」による目標人口(2024(令和6)～2026(令和8)年)と増減率

(単位:人、%)

区 分	2023 (令和5) 年	2024 (令和6) 年	2025 (令和7) 年	2026 (令和8) 年	増減率※
65歳以上	12,207	11,836	11,763	11,665	95.6%
15～64歳	17,605	15,864	15,627	15,397	87.5%
0～14歳	3,570	3,416	3,383	3,377	94.6%
合 計	33,382	31,116	30,773	30,439	91.2%

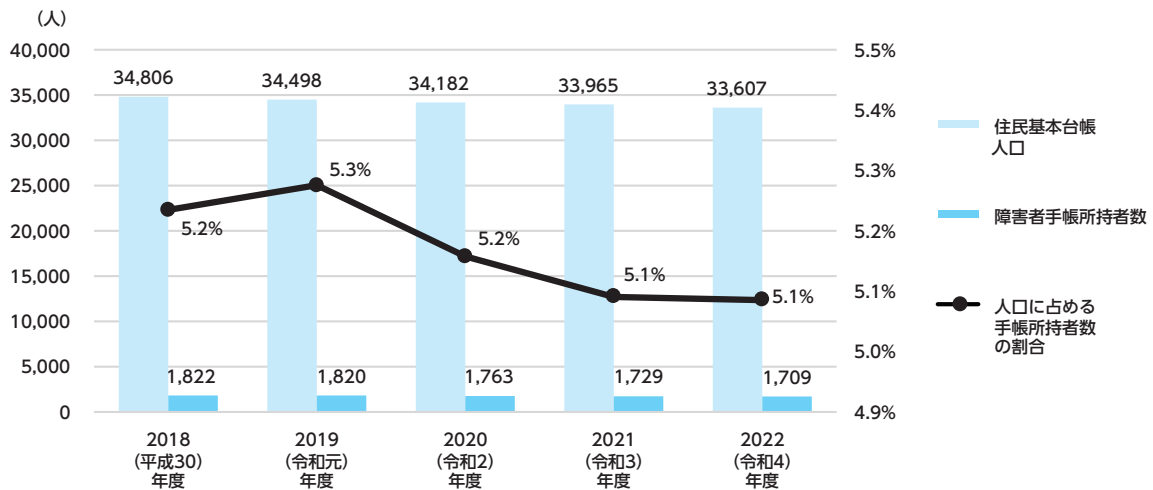
※増減率:2023(令和5)年を100とした場合の、2026(令和8)年目標人口の割合

2 障害のある人の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

●2018(平成30)年度から5年間で、障害者手帳所持者合計の増減率は、93.8%と減少しています。なお、総人口(各年1月1日現在の数値)の増減率は96.6%となっており、障害者手帳所持者合計の減少率が上回っています。

■人口及び障害者手帳所持者数の推移



■人口及び障害者手帳所持者数の推移と増減率

(単位:人、%)

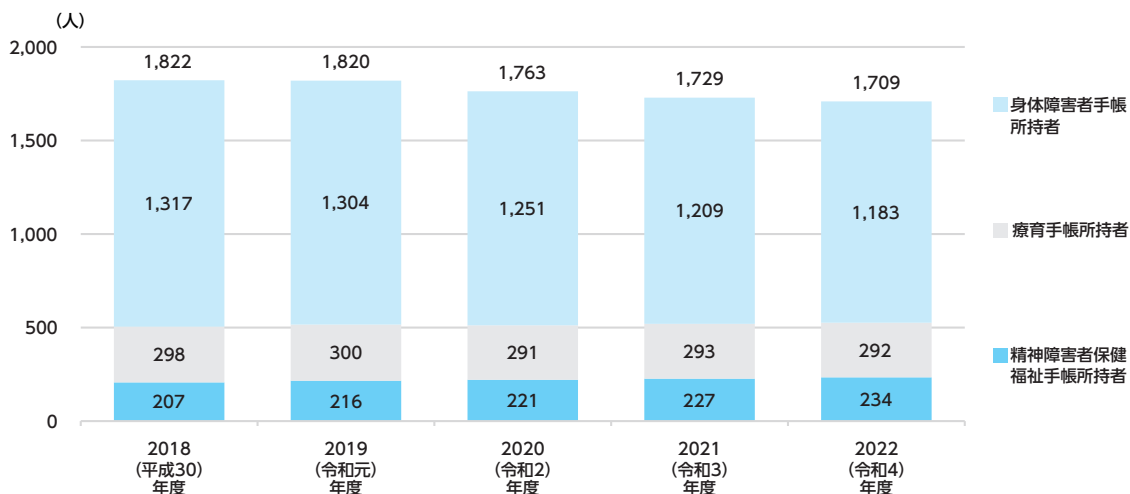
区分	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	増減率※
障害者手帳所持者数	1,822	1,820	1,763	1,729	1,709	93.8%
住民基本台帳人口	34,806	34,498	34,182	33,965	33,607	96.6%
人口に占める障害者手帳所持者数の割合	5.2%	5.3%	5.2%	5.1%	5.1%	98.1%

※増減率:2018(平成30)年度を100とした場合の、2022(令和4)年度の割合

(2) 種別別障害者手帳所持者数の推移

●手帳の種別別では、[身体障害者手帳*所持者]が1割以上の減少、[療育*手帳*所持者]はほぼ変わらず、[精神障害者保健福祉手帳*所持者]が1割以上の増加と手帳種別により傾向が異なっています。

■【種別別】障害者手帳所持者の推移



■【種別別】障害者手帳所持者の推移と増減率

(単位:人、%)

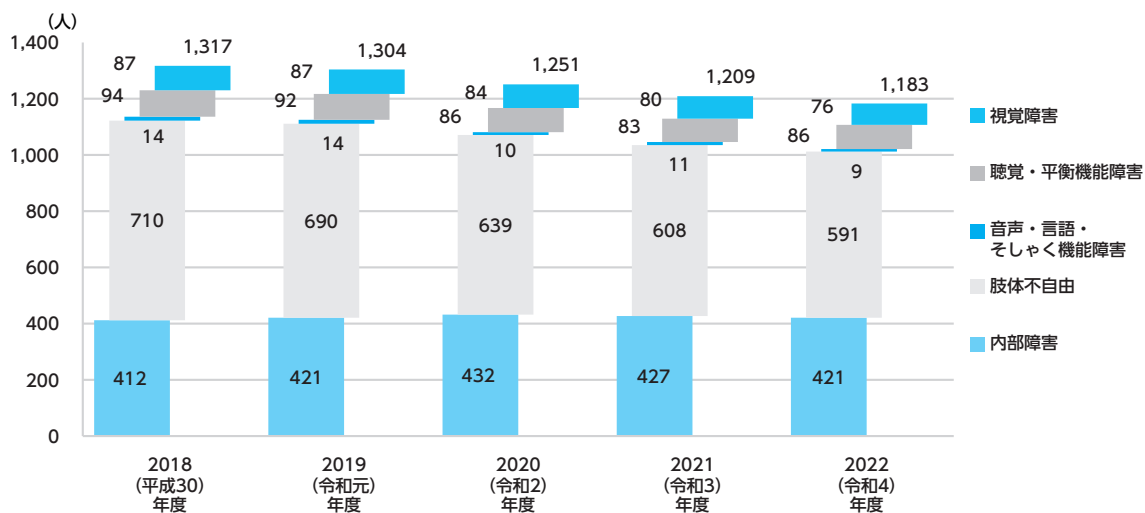
区 分	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	増減率※
身体障害者手帳所持者	1,317	1,304	1,251	1,209	1,183	89.8%
療育手帳所持者	298	300	291	293	292	98.0%
精神障害者保健福祉手帳所持者	207	216	221	227	234	113.0%
合 計	1,822	1,820	1,763	1,729	1,709	93.8%

※増減率:2018(平成30)年度を100とした場合の、2022(令和4)年度の割合

(3) 身体障害のある人の状況

●[身体障害者手帳所持者]全体では、この5年で減少傾向にあります。障害種別を細かく見ていくと、[内部障害]の方のみ、微増となっています。

■【障害別】身体障害者手帳所持者の推移



■【障害別】身体障害者手帳所持者の推移と増減率

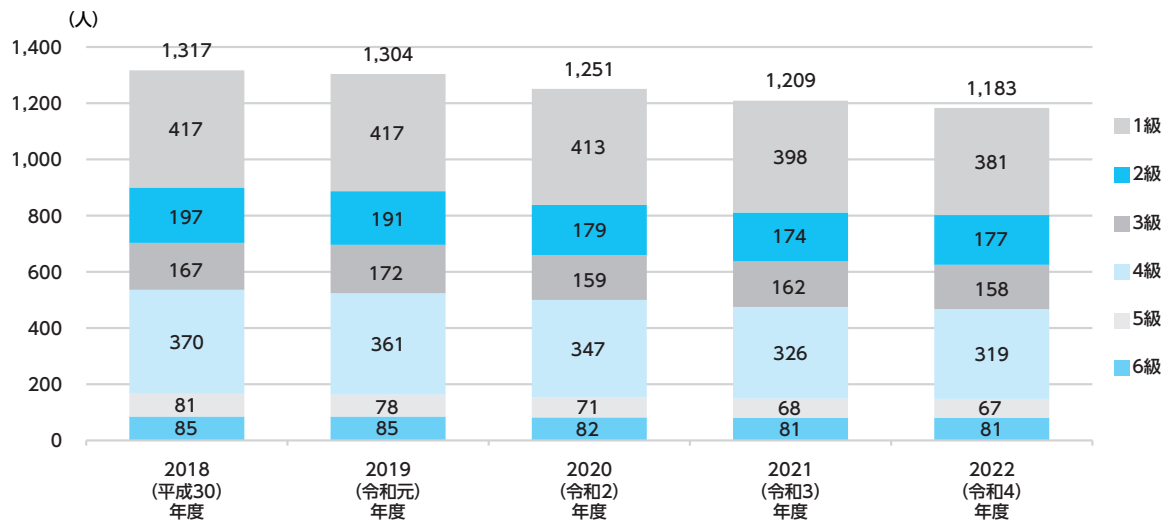
(単位:人、%)

区 分	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	増減率※
視覚障害	87	87	84	80	76	87.4%
聴覚・平衡機能障害	94	92	86	83	86	91.5%
音声・言語・そしゃく機能障害	14	14	10	11	9	64.3%
肢体不自由	710	690	639	608	591	83.2%
内部障害	412	421	432	427	421	102.2%
合 計	1,317	1,304	1,251	1,209	1,183	89.8%

※増減率:2018(平成30)年度を100とした場合の、2022(令和4)年度の割合

●【身体障害者手帳所持者】の【等級別】では、すべての等級で減少しているために、等級ごとの比率に大きな変化はみられませんが、【1級】に関しては2019(令和元)年度までは緩やかな減少に留まっていたましたが、2020(令和2)年度以降、減少の幅が大きくなりつつあります。

■【等級別】身体障害者手帳所持者の推移



■【等級別】身体障害者手帳所持者の推移と増減率

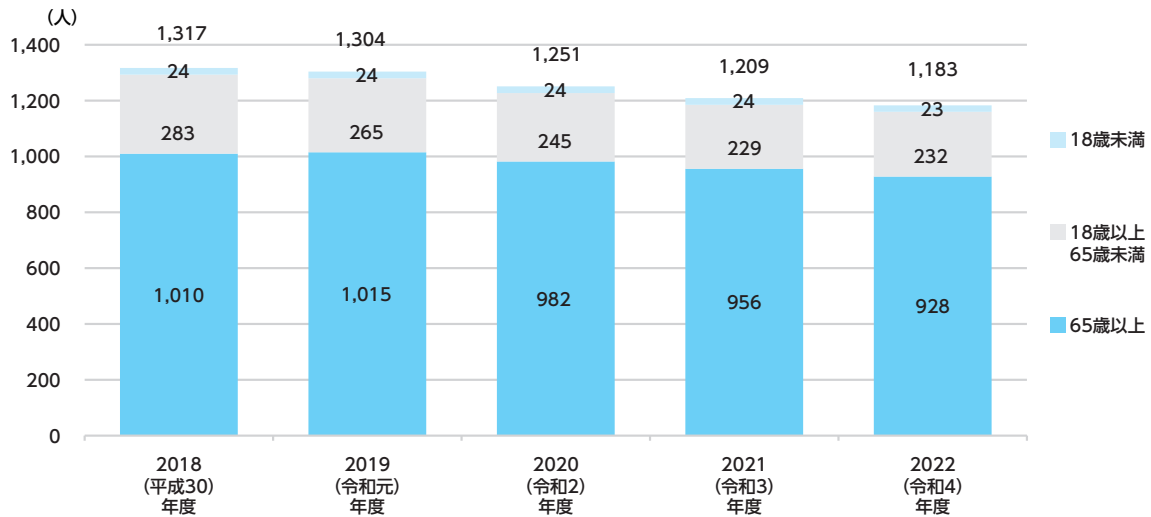
(単位:人、%)

区分	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	増減率※
1 級	417	417	413	398	381	91.4%
2 級	197	191	179	174	177	89.8%
3 級	167	172	159	162	158	94.6%
4 級	370	361	347	326	319	86.2%
5 級	81	78	71	68	67	82.7%
6 級	85	85	82	81	81	95.3%
合計	1,317	1,304	1,251	1,209	1,183	89.8%

※増減率:2018(平成30)年度を100とした場合の、2022(令和4)年度の割合

●[身体障害者手帳所持者]を【年齢別】で見ると、[18歳以上65歳未満]が82.0%と減少幅が大きくなっています。

■【年齢別】身体障害者手帳所持者の推移



■【年齢別】身体障害者手帳所持者の推移と増減率

(単位:人、%)

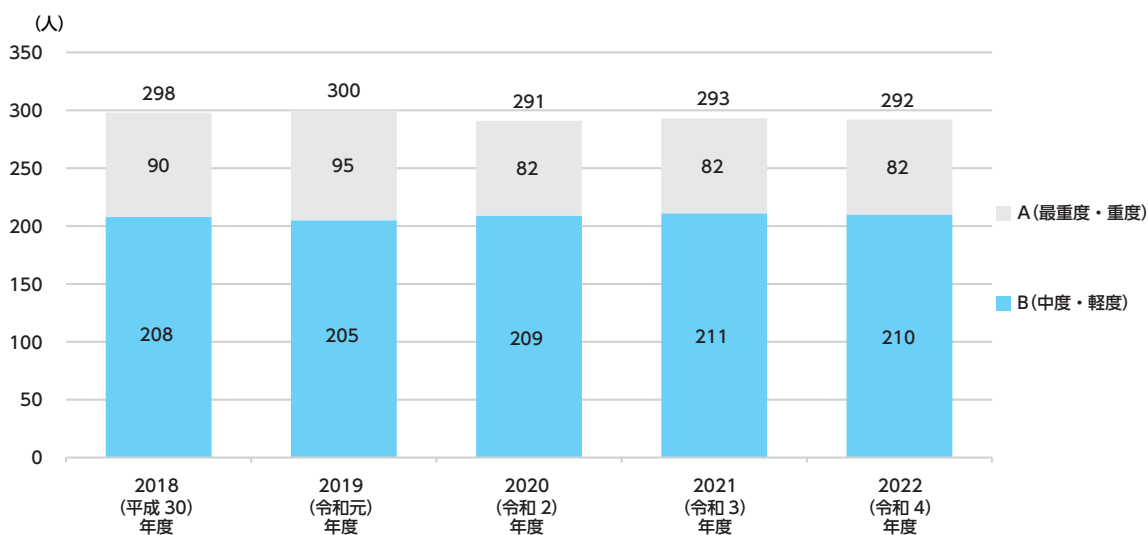
区分	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	増減率※
18歳未満	24	24	24	24	23	95.8%
18歳以上65歳未満	283	265	245	229	232	82.0%
65歳以上	1,010	1,015	982	956	928	91.9%
合計	1,317	1,304	1,251	1,209	1,183	89.8%

※増減率:2018(平成30)年度を100とした場合の、2022(令和4)年度の割合

(4) 知的障害のある人の状況

- [療育手帳所持者] 全体で過去5年間では大きな増減がないといえます。【等級別】で見ると、[A(最重度・重度)]が減少傾向にあり、[B(中度・軽度)]は、ほぼ変化がない状況です。

■【等級別】療育手帳所持者の推移



■【等級別】療育手帳所持者の推移と増減率

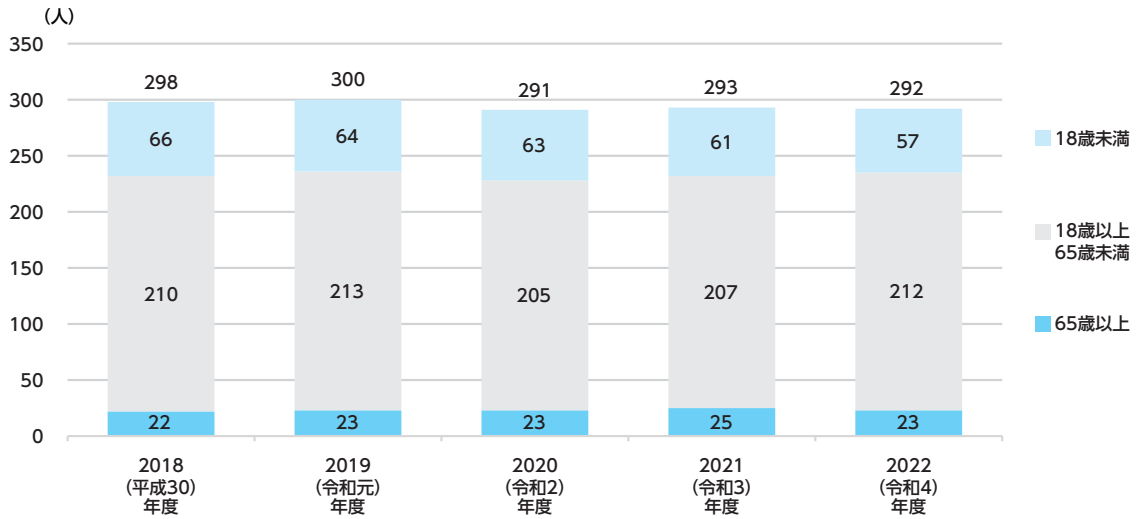
(単位:人、%)

区分	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	増減率※
A(最重度・重度)	90	95	82	82	82	91.1%
B(中度・軽度)	208	205	209	211	210	101.0%
合計	298	300	291	293	292	98.0%

※増減率:2018(平成30)年度を100とした場合の、2022(令和4)年度の割合

- [療育手帳所持者] を【年齢別】で見ると、[18歳未満]が5年連続で減少、[18歳以上65歳未満]がほぼ横ばい、[65歳以上]が増減率では若干増加しているものの、ほぼ変化がない状況です。

■【年齢別】療育手帳所持者の推移



■【年齢別】療育手帳所持者の推移と増減率

(単位:人、%)

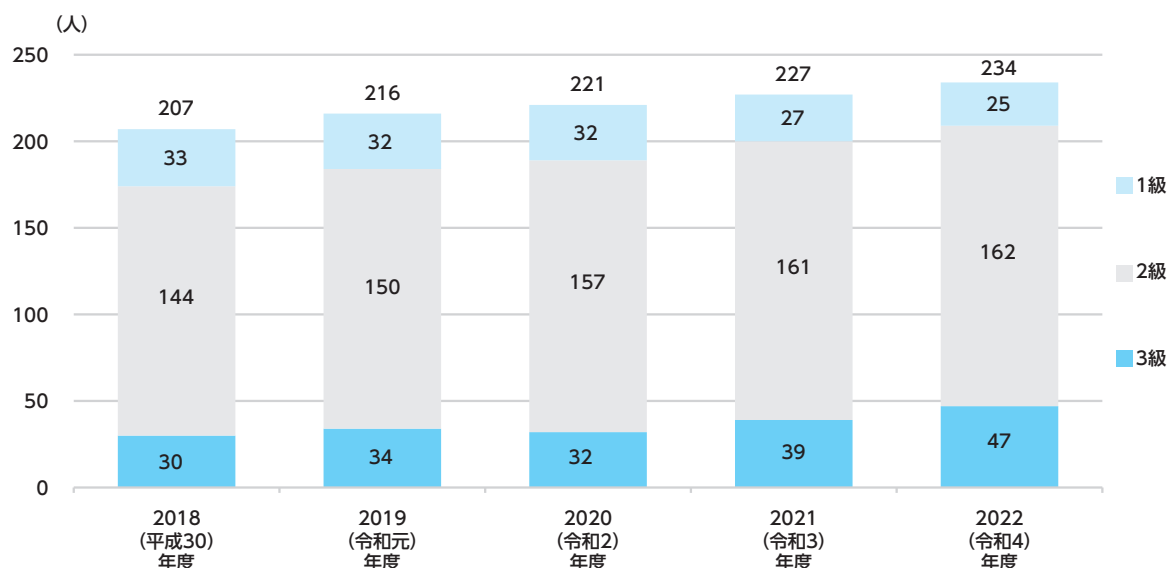
区分	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	増減率※
18歳未満	66	64	63	61	57	86.4%
18歳以上65歳未満	210	213	205	207	212	101.0%
65歳以上	22	23	23	25	23	104.5%
合計	298	300	291	293	292	98.0%

※増減率:2018(平成30)年度を100とした場合の、2022(令和4)年度の割合

(5) 精神障害のある人の状況

- 手帳所持者全体では、[精神障害者保健福祉手帳所持者]のみ、増加傾向にあります。[等級別]では、[1級]が増減率75.8%と大きく減少し、逆に[3級]は156.7%と大きく増加しています。

■【等級別】精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



■【等級別】精神障害者保健福祉手帳所持者の推移と増減率

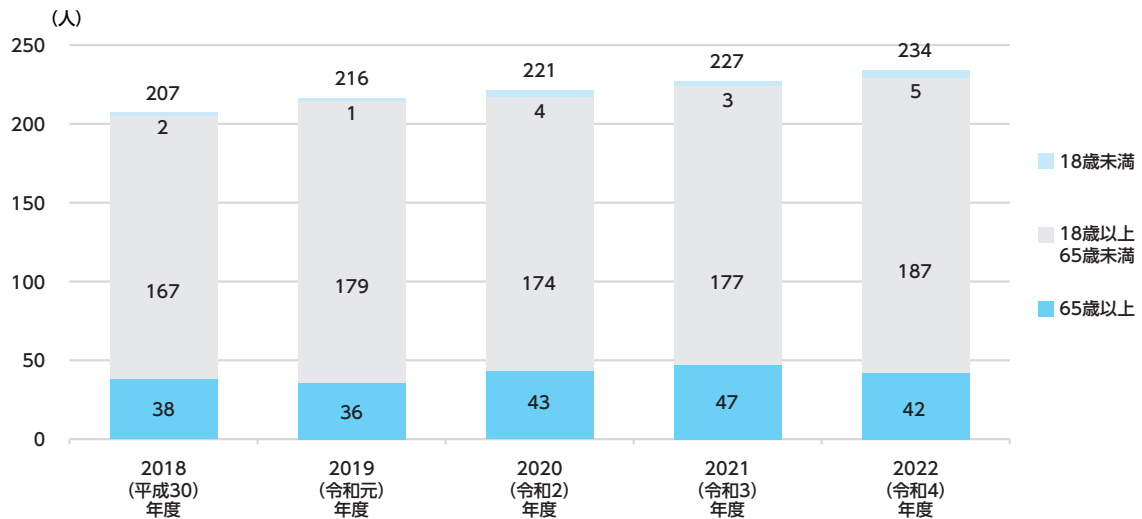
(単位:人、%)

区分	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	増減率※
1級	33	32	32	27	25	75.8%
2級	144	150	157	161	162	112.5%
3級	30	34	32	39	47	156.7%
合計	207	216	221	227	234	113.0%

※増減率:2018(平成30)年度を100とした場合の、2022(令和4)年度の割合

●【精神障害者保健福祉手帳所持者】を【年齢別】にみると、【18歳未満】は絶対数は少ないものの、増減率で250.0%と大幅に増加しています。

■【年齢別】精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



■【年齢別】精神障害者保健福祉手帳所持者の推移と増減率

(単位:人、%)

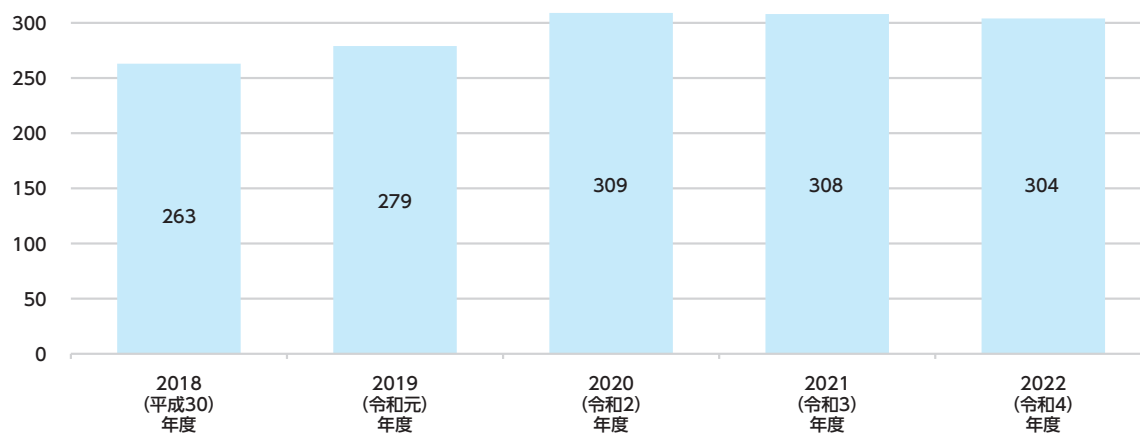
区分	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	増減率※
18歳未満	2	1	4	3	5	250.0%
18歳以上65歳未満	167	179	174	177	187	112.0%
65歳以上	38	36	43	47	42	110.5%
合計	207	216	221	227	234	113.0%

※増減率:2018(平成30)年度を100とした場合の、2022(令和4)年度の割合

(6) 特定疾患医療受給者の状況

- [特定疾患医療受給者証*所持者] は、増減率で見ると115.6%と比較的大きな伸びを示していますが、直近3年間に着目すると、2020(令和2)年度以降、2年連続で僅かに減少しています。

■ 特定疾患医療受給者証所持者の推移



■ 特定疾患医療受給者証所持者の推移と増減率

(単位:人、%)

区分	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	増減率※
特定疾患医療 受給者証所持者	263	279	309	308	304	115.6%

※増減率:2018(平成30)年度を100とした場合の、2022(令和4)年度の割合

第2節

アンケート調査結果

1 調査概要

(1) 調査対象、調査期間等

調査対象	本市にお住まいの身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
調査期間	2023(令和5)年10月2日(月)～10月18日(水)
調査方法	郵送による配付・回収
配付数	1,581件
回収数	937件
回収率	59.27%

(2) 回収率の比較(参考)

実施年度	2018(平成30)年度	2020(令和2)年度	2023(令和5)年度
配付数	1,782件	1,671件	1,581件
回収数	990件	995件	937件
回収率	55.6%	59.5%	59.3%

(3) 数値等の基本的な取り扱いについて

- 比率はすべて百分率(%)で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。このため、合計が100%とならない場合があります。

(4) その他の事項について

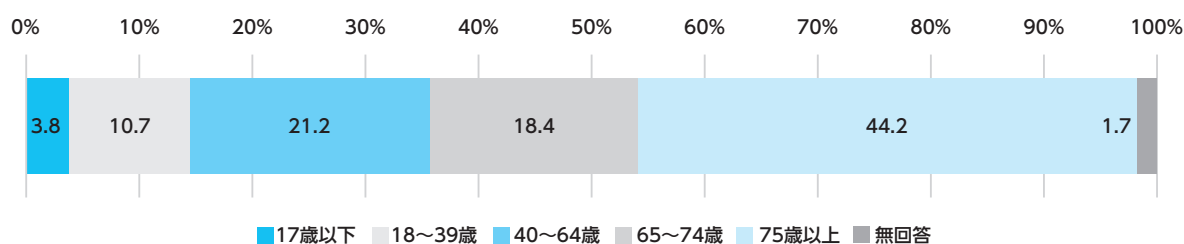
- 質問の終わりに【複数回答】とある問は、1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問であるため、各回答の合計比率が100%を超えている場合があります。
- 各設問の表現については、本報告の文脈に即すために、意味自体を変えない範囲内で一部を簡略化している場合があります。

2 結果概要

(1) あなたの年齢・ご家族などについて

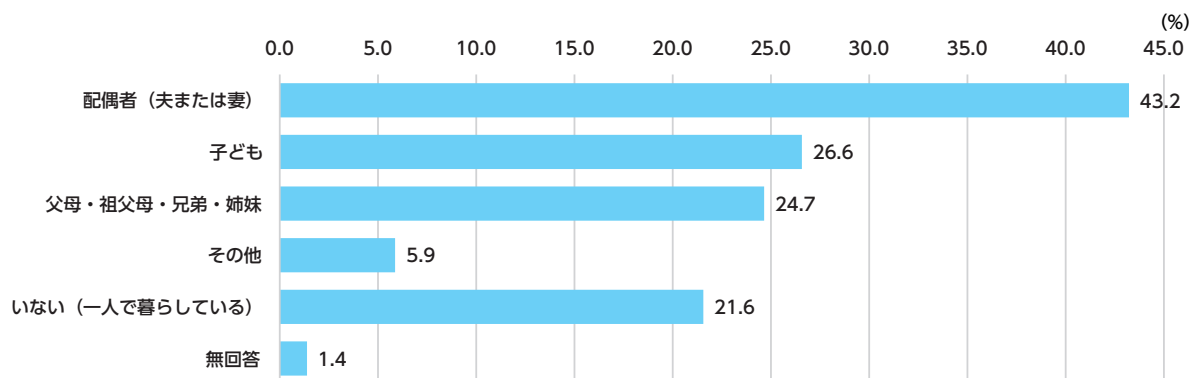
あなたの年齢をお答えください。(単一回答)

- 年齢については、「75歳以上」が44.2%と最も多く、「40歳～64歳」の21.2%、「65歳～74歳」の18.4%と続いています。



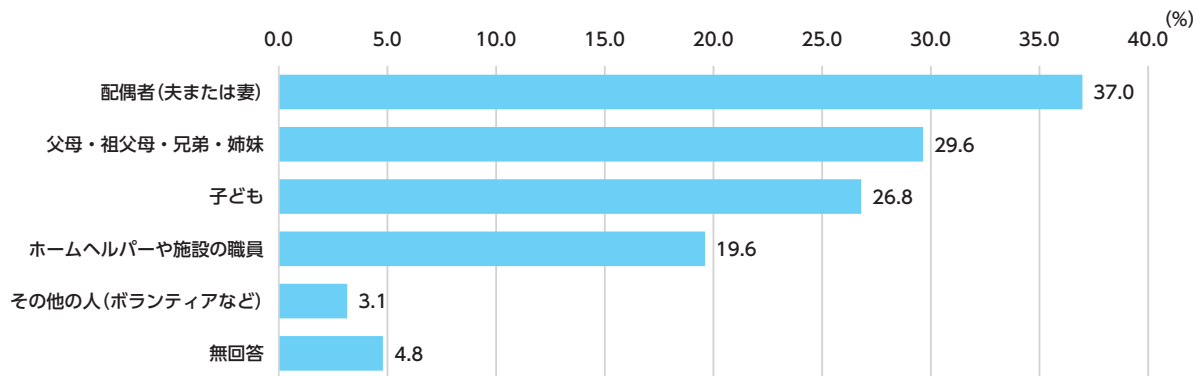
現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。(複数回答)

- 同居している人について、「配偶者(夫または妻)」が43.2%と最も多く、「子ども」の26.6%、「父母・祖父母・兄弟・姉妹」の24.7%と続いています。一方、「いない(一人で暮らしている)」は21.6%となっています。



あなたを手助けしてくれる方は主に誰ですか。(複数回答)

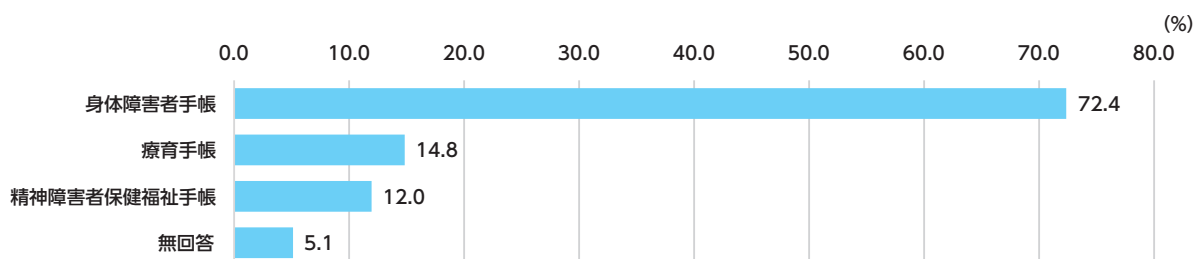
- 手助けしてくれる人について、「配偶者(夫または妻)」が37.0%と最も多く、「父母・祖父母・兄弟・姉妹」の29.6%、「子ども」の26.8%と続いています。



(2) あなたの障害の状況について

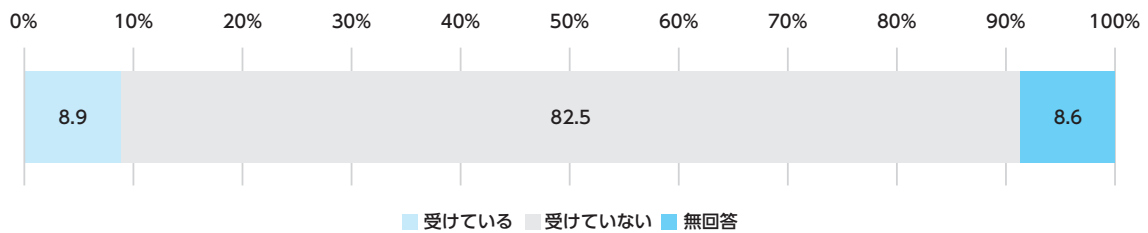
あなたがお持ちの手帳の種類についてお答えください。(複数回答)

- 「身体障害者手帳」が72.4%と最も多く、他は「療育手帳」が14.8%、「精神障害者保健福祉手帳」が12.0%となっています。



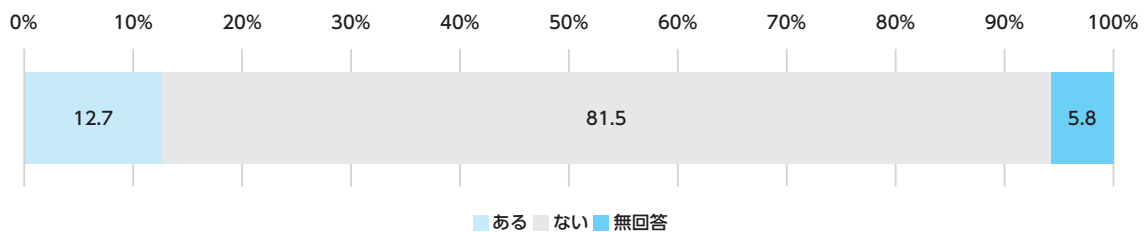
あなたは難病(特定疾病)の認定を受けていますか。(単一回答)

●「受けている」が8.9%、「受けていない」が82.5%となっています。



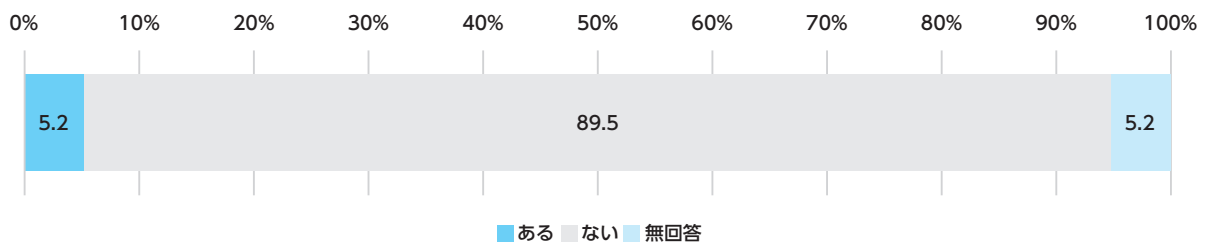
あなたは発達障害と診断されたことがありますか。(単一回答)

●「ある」が12.7%、「ない」が81.5%となっています。



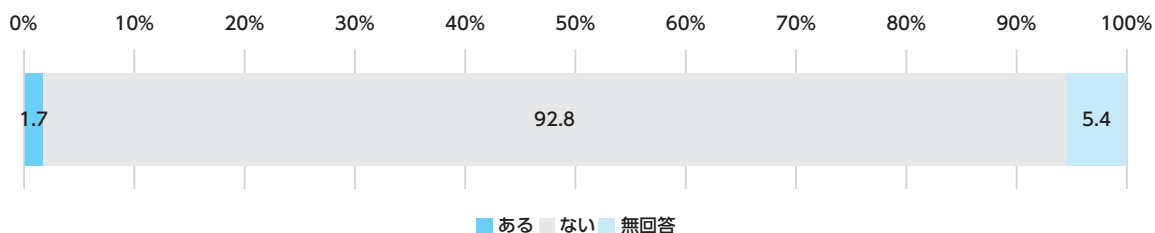
あなたは高次脳機能障害と診断されたことがありますか。(単一回答)

●「ある」が5.2%、「ない」が89.5%となっています。



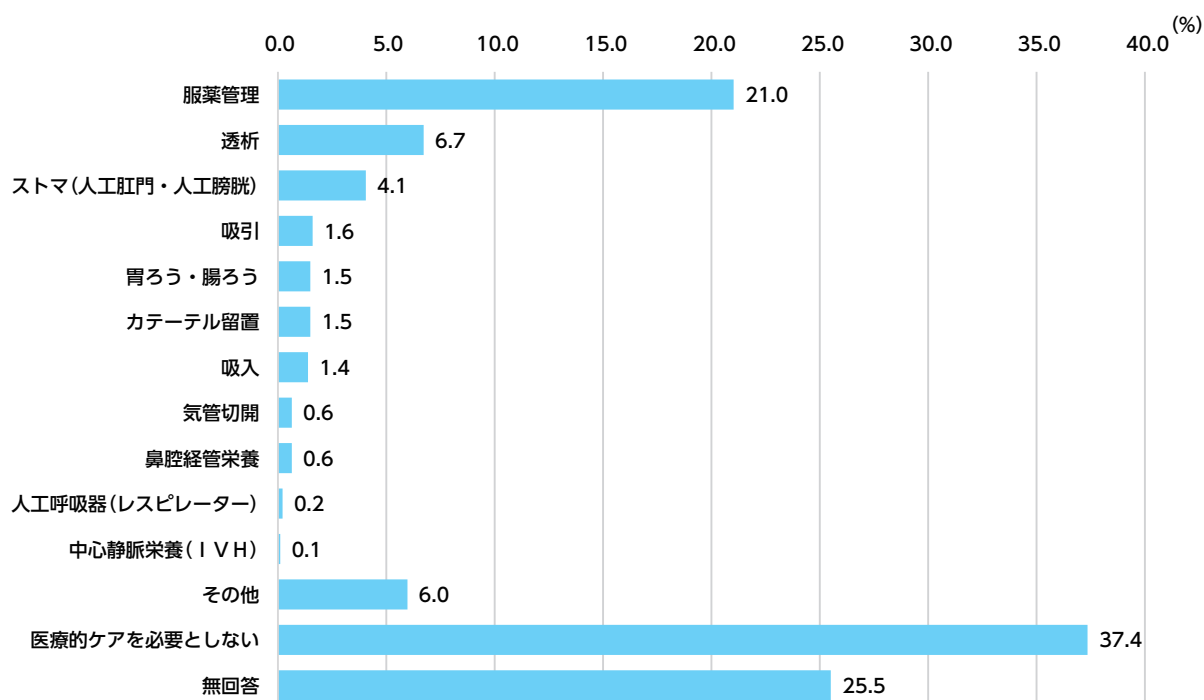
あなたは強度行動障害*と周りから言われたことがありますか。(単一回答)

●「ある」が1.7%、「ない」が92.8%となっています。



あなたが現在受けている医療的ケアをお答えください。(複数回答)

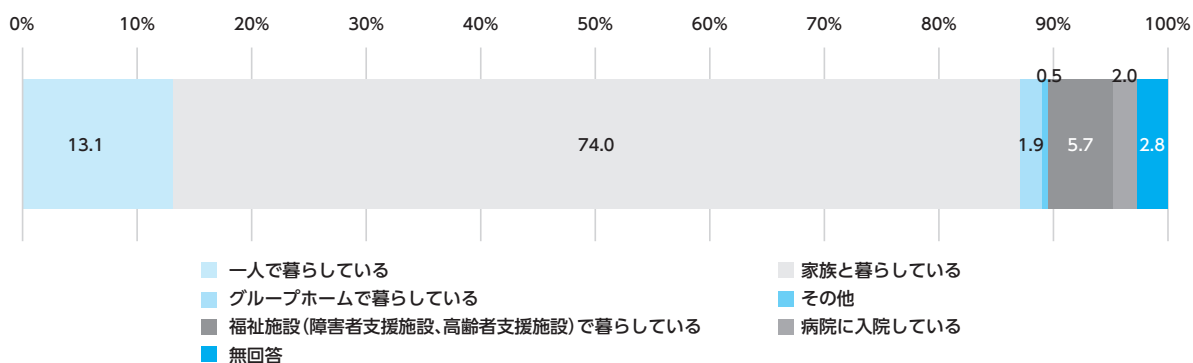
●医療ケアを受けている回答者においては、「服薬管理」の21.0%が最も多く、「透析」の6.7%、「ストマ(人工肛門・人工膀胱)」の4.1%と続いています。また、「医療的ケアを必要としない」については37.4%となっています。



(3)住まいや暮らしについて

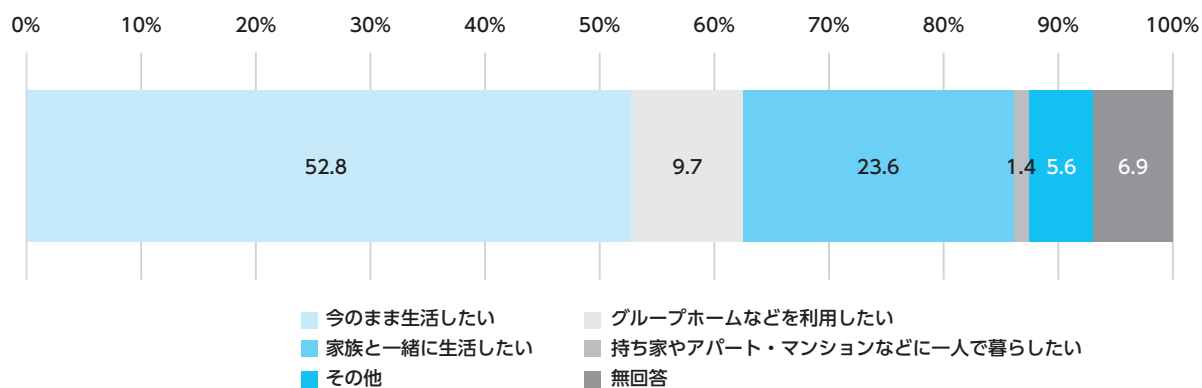
あなたは現在どのように暮らしていますか。(単一回答)

- 「家族と暮らしている」が74.0%と最も多く、「一人で暮らしている」の13.1%、「福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている」の5.7%と続いています。



あなたは将来、地域で生活したいと思いますか。(単一回答)

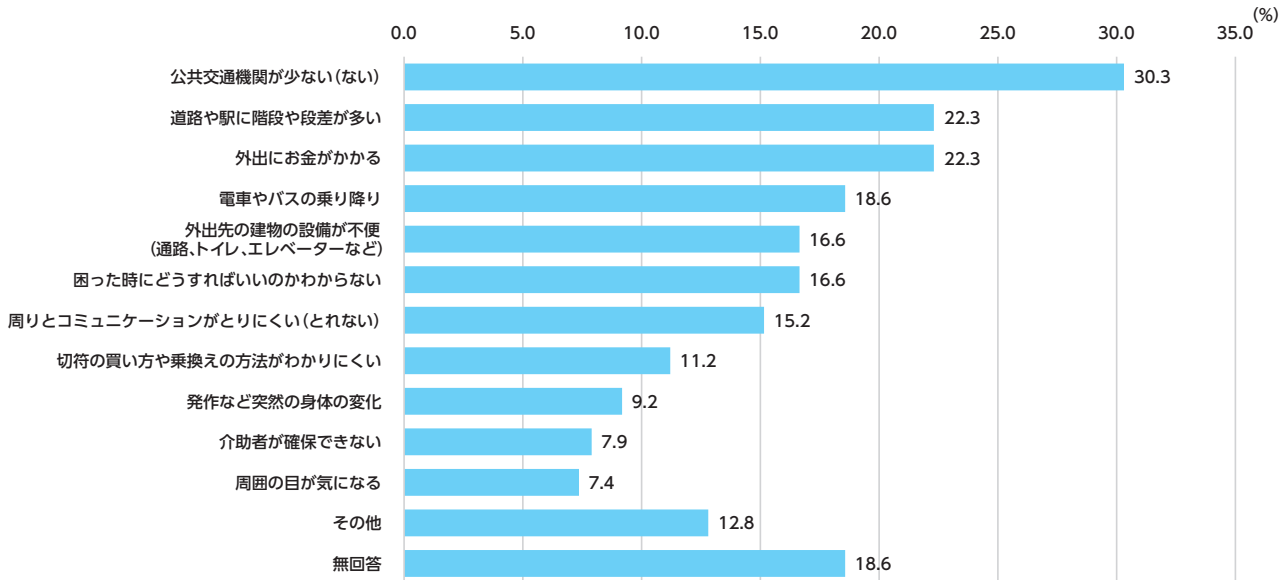
- 「今のまま生活したい」が52.8%と最も多く、「家族と一緒に生活したい」の23.6%、「グループホームなどを利用したい」の9.7%と続いています。



(4) 日中活動や就労について

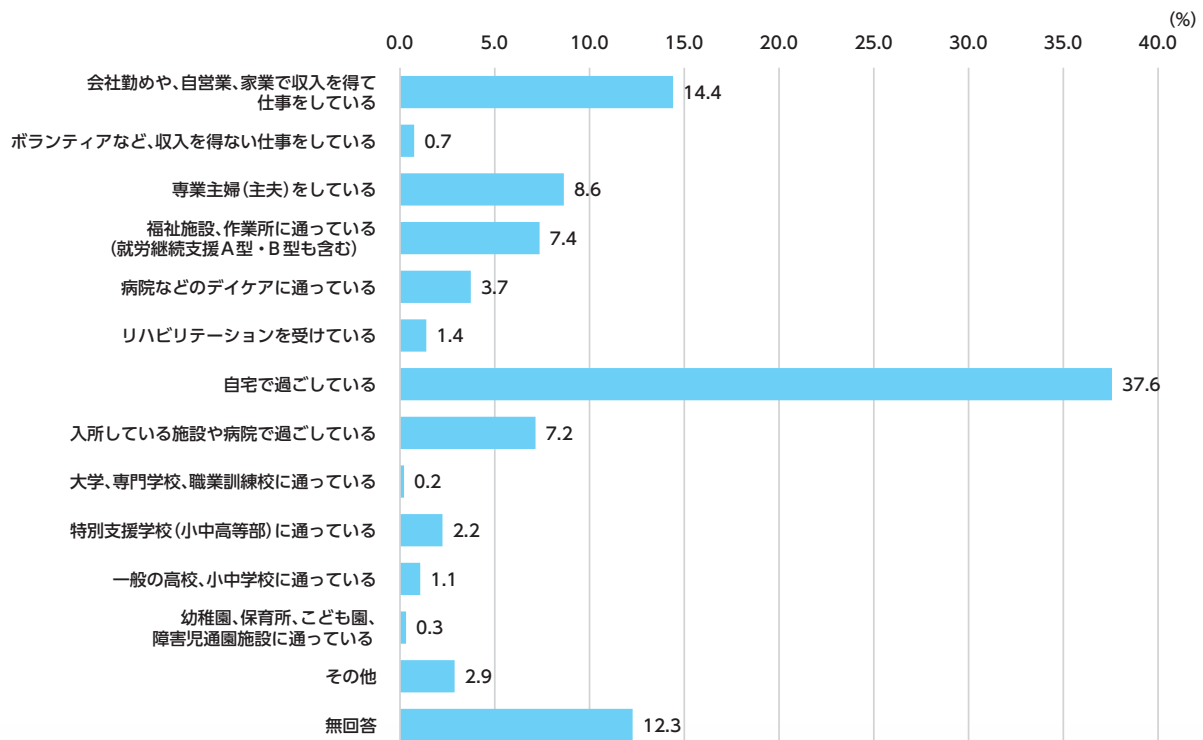
あなたが外出する時に困ることは何ですか。(複数回答)

- 「公共交通機関が少ない(ない)」が30.3%と最も多く、「道路や駅に階段や段差が多い」及び「外出にお金がかかる」の22.3%と続いています。



あなたは平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(単一回答)

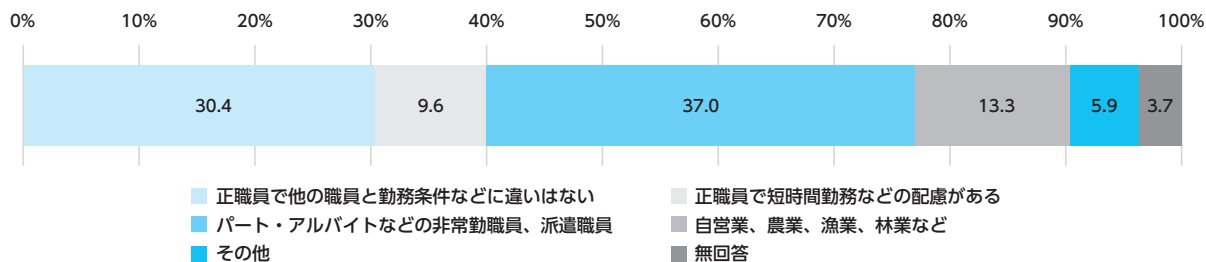
- 「自宅で過ごしている」が37.6%と最も多く、「会社勤めや、自営業、家業で収入を得て仕事をしている」の14.4%、「専業主婦(主夫)をしている」の8.6%と続いています。



※「会社勤めや、自営業、家業で収入を得て仕事をしていると答えた方のみ回答

どのような勤務形態で働いていますか。(単一回答)

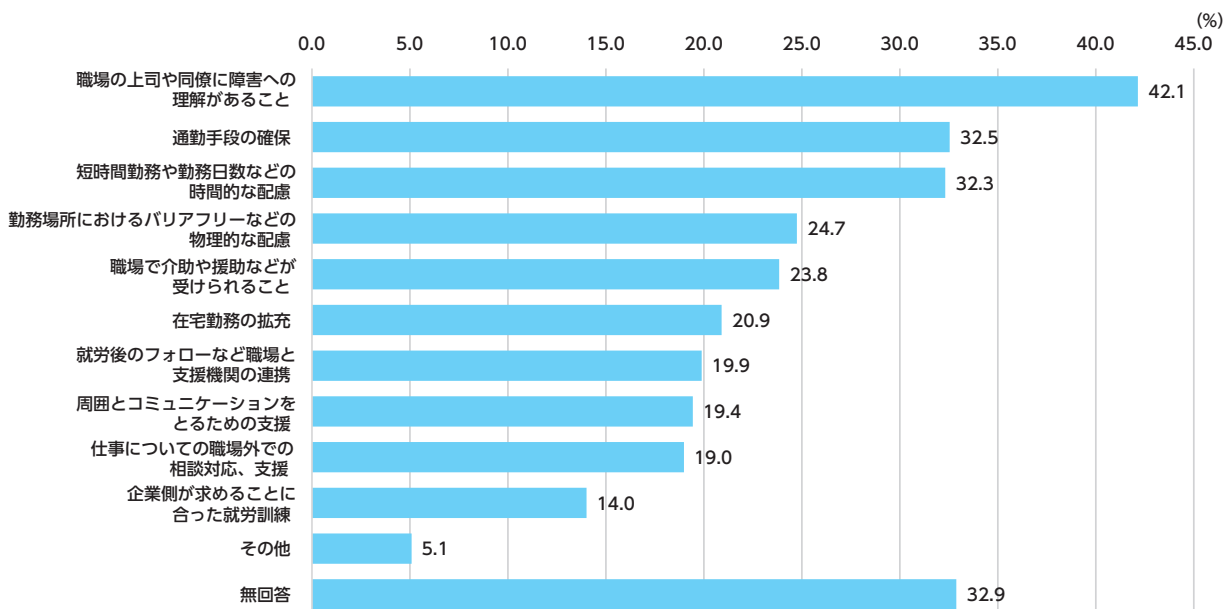
- 「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」が37.0%と最も多く、「正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない」の30.4%、「自営業、農業、漁業、林業など」の13.3%と続いています。



※18歳以上のみ回答

あなたは障害のある人が働きやすくなるために、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)

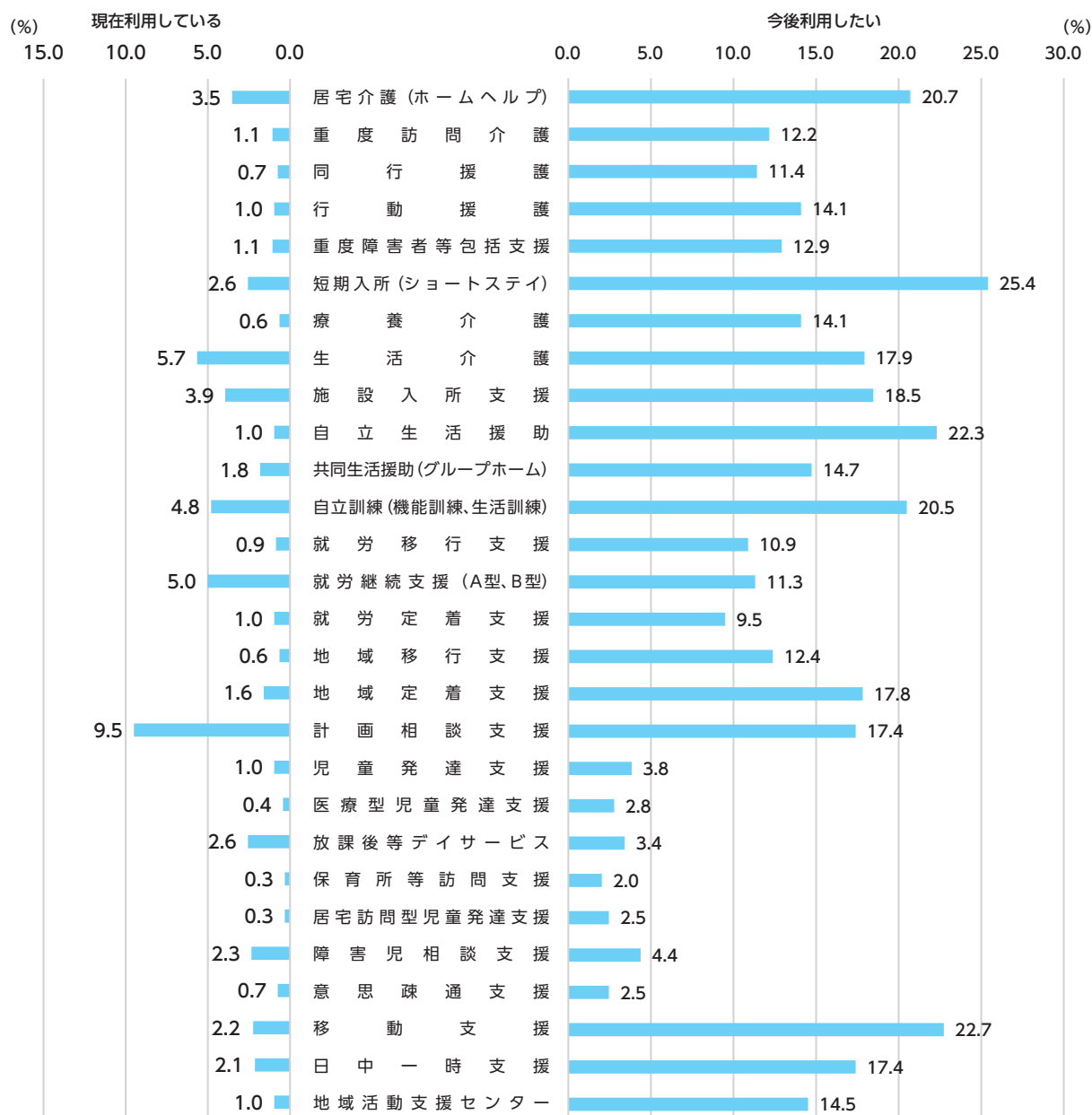
- 「職場の上司や同僚に障害への理解があること」が42.1%と最も多く、「通勤手段の確保」の32.5%、「短時間勤務や勤務日数などの時間的な配慮」の32.3%と続いています。また、無回答が32.9%という結果となっています。



(5) 障害福祉サービスなどの利用について

あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと
 思いますか。(選択肢ごとに回答)

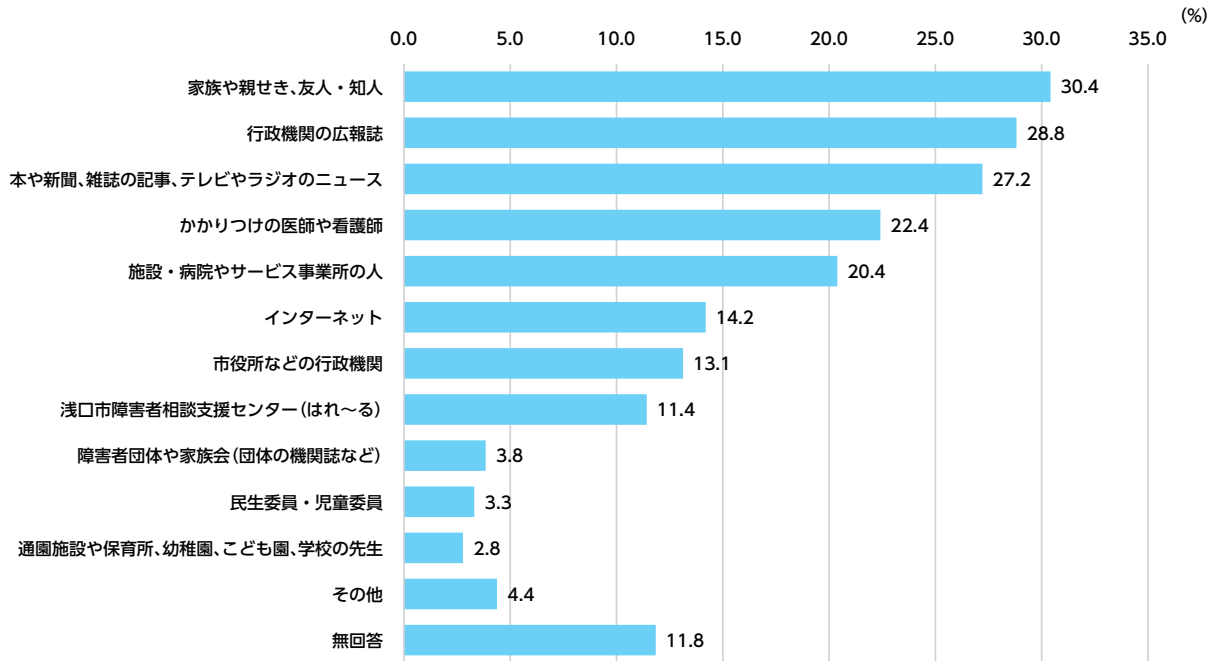
- 全体として、「現在利用している」の数値より「今後利用したい」の数値の方が多くなっています。特に「今後利用したい」について相対的に数値が高いサービスは「短期入所(ショートステイ)」(25.4%)、「移動支援」(22.7%)となっています。



(6) 相談相手について

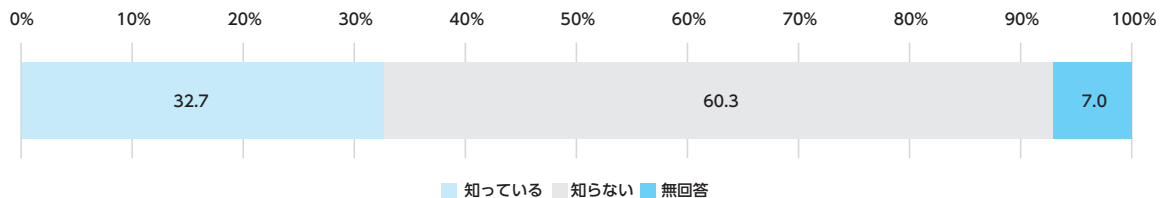
あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。(複数回答)

- 「家族や親せき、友人・知人」が30.4%と最も多く、「行政機関の広報誌」の28.8%、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」の27.2%と続いています。



あなたは障害のある人の相談窓口「浅口市障害者相談支援センター(はれ〜る)」を知っていますか。(単一回答)

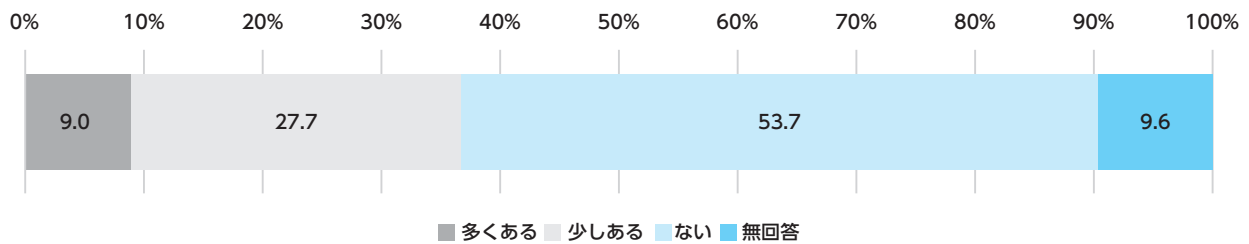
- 「知っている」が32.7%、「知らない」が60.3%となっています。



(7) 権利擁護*について

あなたは障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。(単一回答)

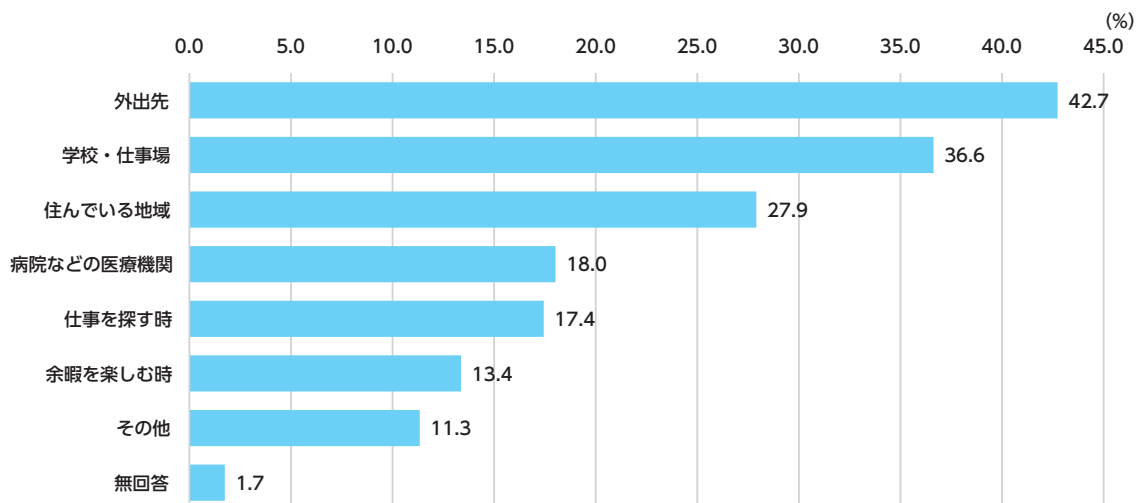
- 「ない」が53.7%と最も多くなっている一方、「多くある」が9.0%、「少しある」が27.7% (合わせて、何らかの差別や嫌な思いをした、とする回答者は36.7%)となっています。



※「多くある」「少しある」と答えた方のみ

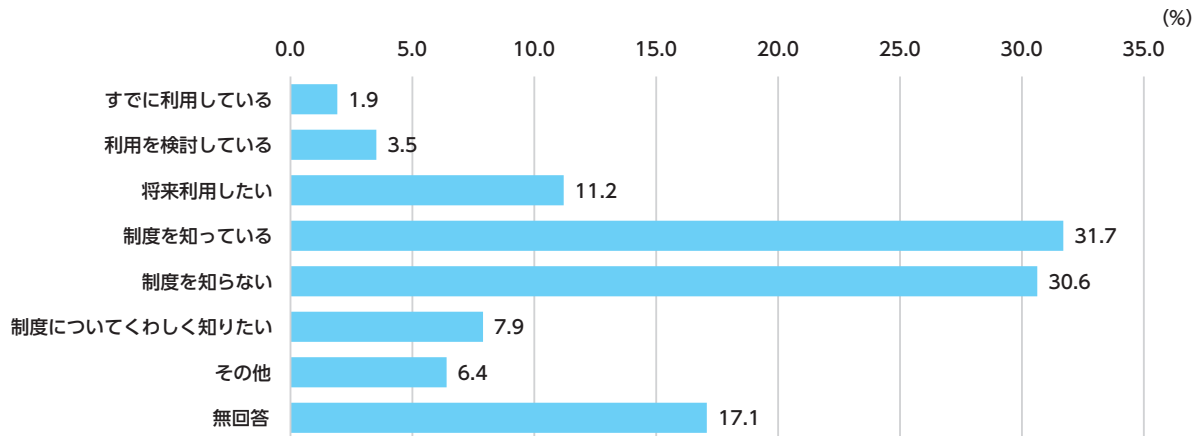
どのような場面や場所で差別や嫌な思いをしましたか。(複数回答)

- 「外出先」が42.7%と最も多く、「学校・仕事場」の36.6%、「住んでいる地域」の27.9%と続いています。



あなたは成年後見制度*を利用していますか。(複数回答)

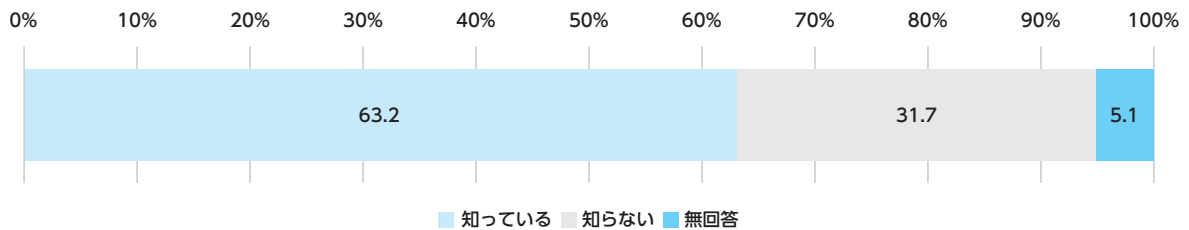
- 「制度を知っている」が31.7%、同制度の関心を示す回答である「利用を検討している」、「将来利用したい」、「制度についてくわしく知りたい」の数値は、それぞれ3.5%、11.2%、7.9%となっています。一方、「制度を知らない」は30.6%となっています。



(8) 災害時の避難などについて

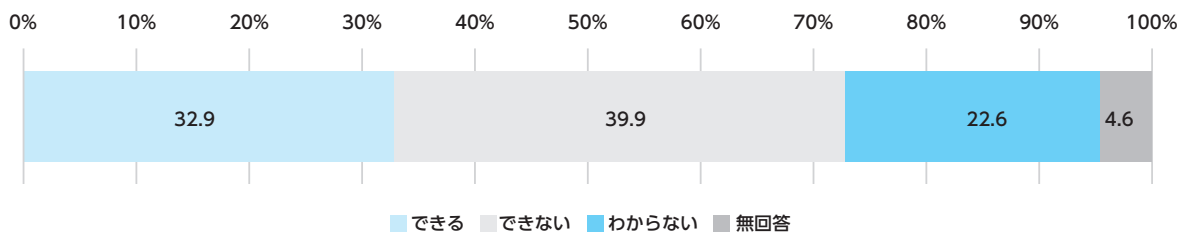
あなたは地震や津波など災害時の避難場所を知っていますか。(単一回答)

- 「知っている」が63.2%、「知らない」が31.7%となっています。



あなたは災害時に一人で避難できますか。(単一回答)

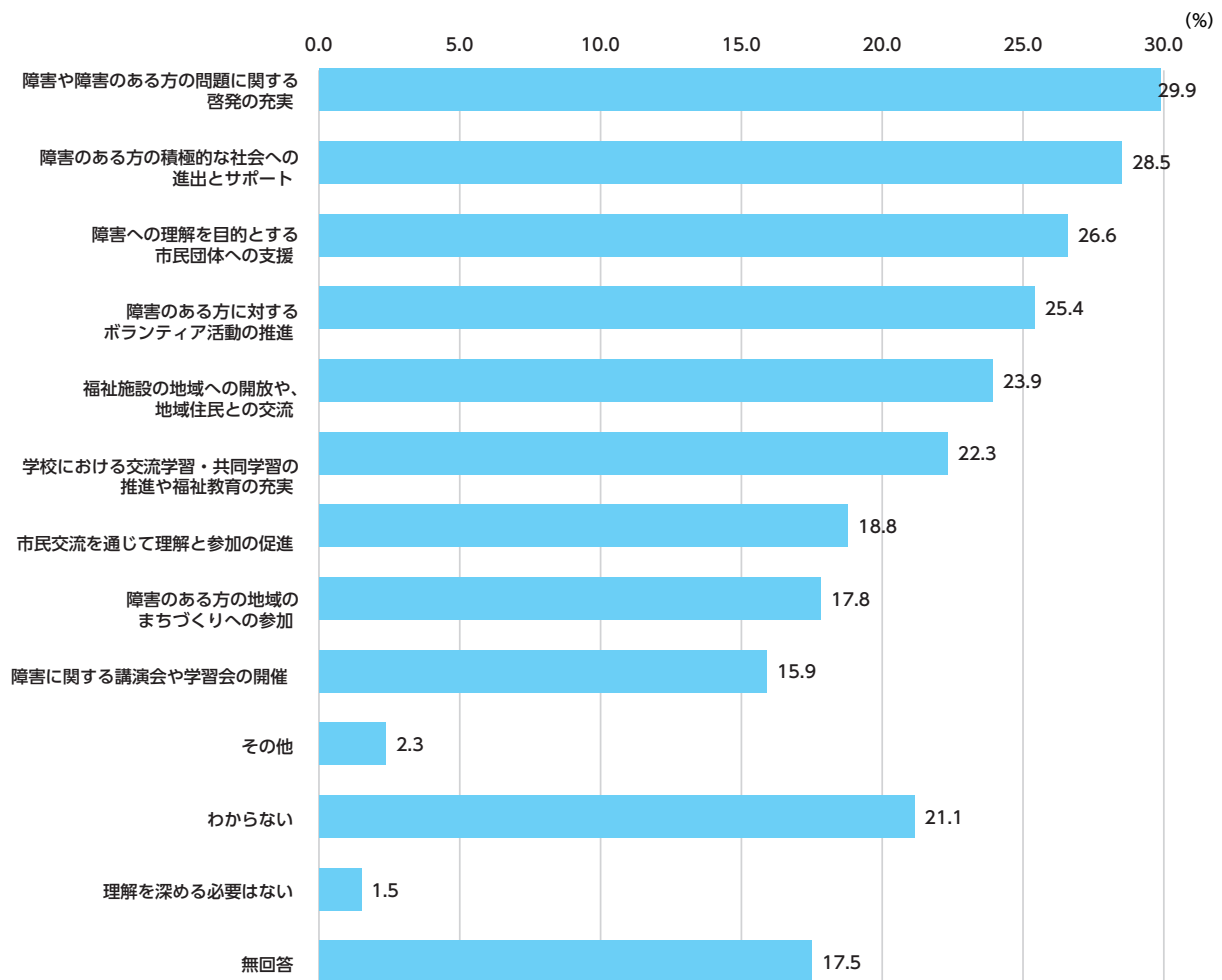
- 「できる」が32.9%、「できない」が39.9%となっています。また、「わからない」が22.6%となっています。



(9) その他施策について

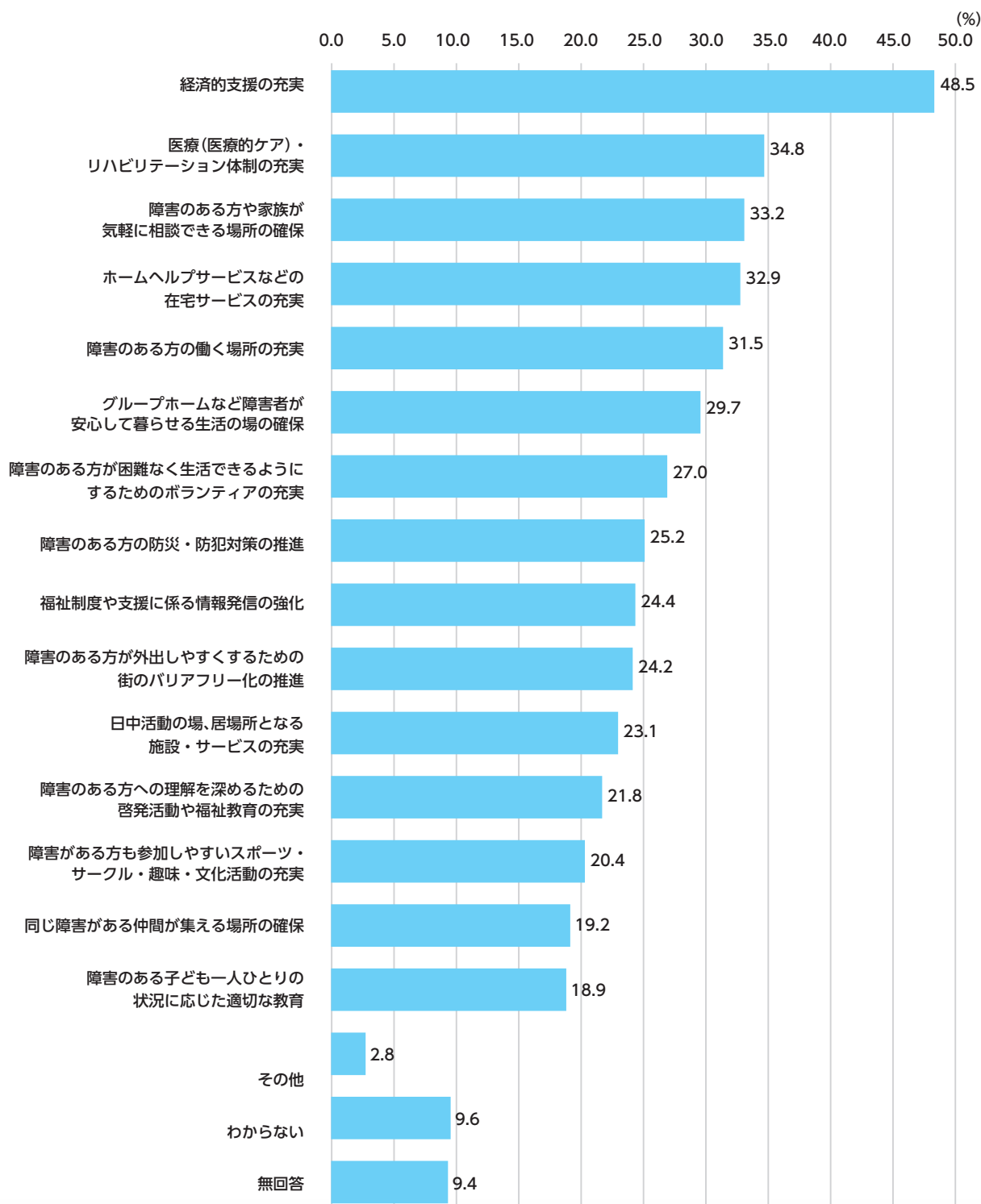
あなたは、障害のある人への市民の理解を深めるためには、特に何が必要であると思いますか。(複数回答)

- 「障害や障害のある方の問題に関する啓発の充実」が29.9%と最も多く、「障害のある方の積極的な社会への進出とサポート」の28.5%、「障害への理解を目的とする市民団体への支援」の26.6%と続いています。



あなたが自立して生活を送るために、行政はどのようなことに特に力を入れてほしいと思いますか。(複数回答)

- 「経済的支援の充実」が48.5%と最も多く、「医療(医療的ケア)・リハビリテーション体制の充実」の34.8%、「障害のある方や家族が気軽に相談できる場所の確保」の33.2%と続いています。



3 課題の整理

障害のある人を取り巻く現状やアンケート調査の結果を踏まえた課題を整理します。

高齢化、人口減少を踏まえた計画の策定

- 総人口、障害者手帳所持者のデータ、アンケートの結果(回答者で最も多い年齢層は「75歳以上」で44.2%)が表すとおり、高齢化、人口減少は確実に進んでいるため、高齢化への対応や「介護サービス」との連携を図る必要があり、障害のある人の高齢化が進んでも安心して暮らせる体制づくりが求められます。
- 将来にわたって人口が減少する状況を踏まえ、「サービスの拡充」に取り組む一方で、サービス提供事業所と連携して利用者ニーズを正しく捉えたうえで、需給のバランスを図る取組みが求められます。

精神障害のある人の増加への対応

- 障害者手帳所持者全体の数が減少する中で、精神障害のある人は増加傾向にあり、関係機関との連携による精神疾患の早期発見や地域で安心して生活できる体制づくりが求められます。

相談支援体制の強化

- 2020(令和2)年に浅口市障害者相談支援センター「はれ～る」を開設し、相談支援体制の充実をはかりましたが、アンケートの回答から「はれ～る」の認知度が高いとまでは言えず、引き続き周知を図る必要があります。さらに、「はれ～る」と他の事業所や関係機関との連携を強化するなど、機能のさらなる強化を図る必要があります。

差別解消と権利擁護の取組み推進

- アンケートにおいて「あなたは障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか」の設問の回答で、最も多かったのは「ない」で、半数程度の方が回答されているものの、何らかの差別や嫌な思いをしたとする回答が36.7%となっており、その場面・場所では「外出先」が最も多くなっています。「障害者差別解消法」の改正での全事業者への「合理的配慮」が義務化されることも踏まえ、引き続き市民の理解促進のための啓発活動の充実が求められます。
- 一方、障害のある人自身の権利を守ることについては、アンケートの「成年後見制度の利用状況」に対する回答では、「既に利用している」は1.9%と少ないものの、「利用を検討している」「将来利用したい」「制度についてくわしく知りたい」の合計が22.6%となっています。また「制度を知らない」と答えた方が30.6%であることも踏まえ、障害のある人の権利擁護及び高齢化対策としても、成年後見制度の周知を強化する必要があります。

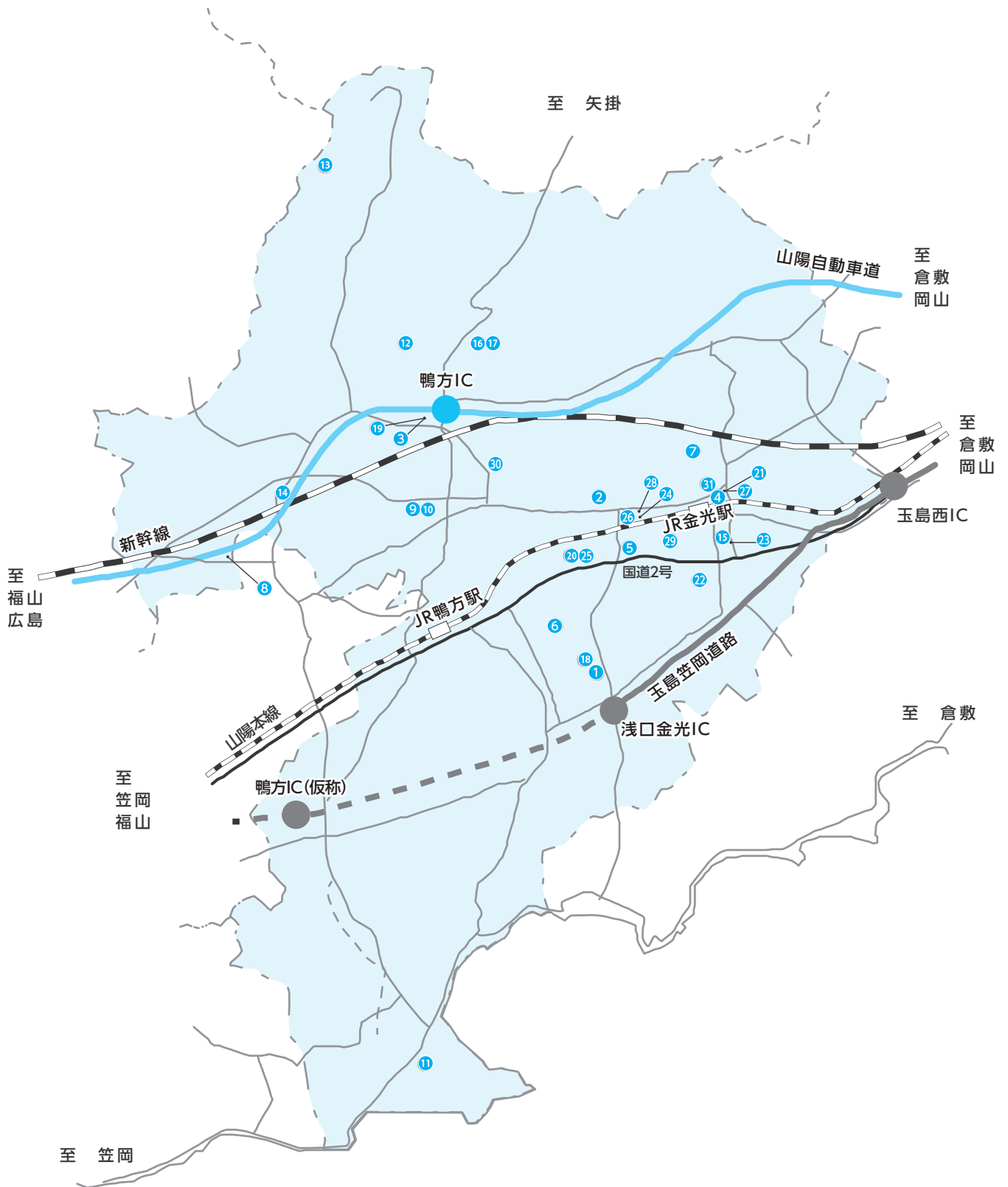
多様な社会参加の機会創出

- 「平日の日中の主な過ごし方」について「自宅で過ごしている」が最も多い回答になっています。多様性ニーズに対応した「学習の機会」「就労・社会参加の機会」「地域の人たちとの交流の機会」等を確保・創出することで、障害のある人が社会に参加しながらいきいきと生活できる地域づくりを進めることが求められます。
- 就労については、アンケートの回答から、職場側の障害に対する理解や通勤、勤務形態等の柔軟性が求められています。このことへの対応は職場にとって「障害のある人の働きやすさ」であるのと同時に、「障害のない社員にとっての働きやすさ」にもつながることであることも訴えながら、企業への働きかけを継続して進めることが必要です。
- スポーツ、文化・芸術活動等の余暇活動も社会参加の重要な機会であり、更に生活の質の向上にも重要な要素であるため、これまで以上に場・機会づくりの推進が求められます。

4 市内サービス事業所について

●市内サービス事業所一覧

種類	番号	事業所名	所在地	電話
施設入所、短期入所、生活介護	①	あお空	浅口市金光町佐方2130	0865-42-6306
生活介護	②	あお空ぶらす	浅口市金光町占見520-3	0865-54-0101
	③	こころ	浅口市鴨方町本庄632-1	0865-54-0555
共同生活援助 (グループホーム)	④	菩提樹の花	浅口市金光町占見新田426-8	080-4263-0194
	⑤	ケアホーム佐方	浅口市金光町佐方73	0865-42-6306
	⑥	ケアホーム桃山台	浅口市鴨方町六条院東2174-66	0865-42-6306
	⑦	ホームひかり	浅口市金光町占見新田1433-1	050-8886-0529
	⑧	ホームあかり	浅口市鴨方町小坂西2817-1	050-8886-0529
	⑨	鴨方グループホーム	浅口市鴨方町鴨方532-5	0865-44-2900
	⑩	第2鴨方グループホーム	浅口市鴨方町鴨方532-5	0865-44-3300
	居宅介護、移動支援	⑪	福祉あさくちヘルパーセンター	浅口市寄島町16089-17
就労継続支援 A型	⑫	すまいる	浅口市鴨方町小坂東282-2	0865-45-8585
就労継続支援 B型	⑬	ワークほほえみ	浅口市鴨方町小坂東5030-424	0865-44-6257
	⑭	さとみ こさか作業所	浅口市鴨方町小坂西4227-1	0865-61-4221
地域活動支援 センターⅢ型	⑮	ワーク菩提樹	浅口市金光町大谷301-1	0865-42-6576
	⑯	のぞみ作業所	浅口市鴨方町地頭上562	0865-44-3146
	⑰	希望作業所	浅口市鴨方町地頭上562	0865-44-3146
日中一時支援	⑱	あお空	浅口市金光町佐方2130	0865-42-6306
	⑲	なゆか	浅口市鴨方町本庄632-1	0865-54-0555
	⑳	日中一時支援がく	浅口市金光町佐方181-1	0865-54-0666
	㉑	ごきげん塾 浅口	浅口市金光町占見新田777 香取第3ビル2階	0865-43-0266
児童発達支援、 放課後等 デイサービス	㉒	発達支援センターあさくち	浅口市金光町須恵653	080-3877-2490
	㉓	スロースマイル和楽	浅口市金光町大谷1698-2 安達ビル2階	090-6415-4159
放課後等 デイサービス	㉔	楽修空間 せるふいっしゅ金光教室	浅口市金光町占見新田237	0865-54-0971
	㉕	放課後デイサービスがく	浅口市金光町佐方181-1	0865-54-0666
	㉖	夢門塾ゆうゆう浅口	浅口市金光町占見新田54-3	0865-42-2480
	㉗	ごきげん塾 浅口	浅口市金光町占見新田777 香取第3ビル2階	080-3888-6171
計画相談支援	㉘	相談支援あお空	浅口市金光町占見新田265-1	0865-54-0066
	㉙	相談支援事業所ポップグリーン	浅口市金光町大谷71-4	0865-54-0613
	㉚	相談支援事業所ねお	浅口市鴨方町益坂1483	050-889-7162
	㉛	相談支援事業所メアリーティ	浅口市金光町占見新田628	070-243-8363



第1編 総論

第2編 障害者計画

第3編 障害福祉計画・障害児福祉計画

資料編



第2編 障害者計画

第1章 計画の基本事項

- 第1節 目指す将来像
- 第2節 基本目標
- 第3節 施策の体系

第2章 基本目標達成への取組み

- 第1節 基本目標1への取組み
- 第2節 基本目標2への取組み
- 第3節 基本目標3への取組み

第1章 計画の基本事項

第1節

目指す将来像

目指す将来像

住み慣れた地域で 誰もが安心して自分らしく暮らせるまち

障害のある・なしに関わらず、誰もが住み慣れた地域で、健やかに安心して生活し、社会参加を通じて生きがいや喜びを感じながら、みんなで支え合って暮らしていけるまちづくりに取り組みます。

本市では、現計画(第3次障害者計画)において、本市のまちづくり・行政運営の理念を踏まえ「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の考え方を基本に、福祉をはじめとした各分野できめ細やかな障害のある人に対する施策を推進しています。

【ノーマライゼーション】

障害のある人もない人も、社会の一員としてお互いを尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会が自然なことであるとする考え方

【リハビリテーション】

障害のある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障害のある人のライフステージすべての段階において全人間的復権に寄与し、障害のある人の自立と参加を目指すという考え方

本計画においても、その理念を継承、深化させます。また、本市の「第2次浅口市総合計画(後期基本計画)」で取り組むテーマの一つである《支え合いと学び合い》を実現するための政策として掲げる【だれもが健やかに暮らし、支え合う地域づくり】を踏まえて、障害者施策のさらなる充実に向けた取組みを推進します。

第2節

基本目標

基本目標

目指す将来像の【住み慣れた地域で誰もが安心して自分らしく暮らせるまち】を実現するために、3つの目標を設定します。

基本目標 1

誰もが快適・安心に暮らせるまちづくり

障害のある・なしにかかわらず、すべての人が生活に特別な不便や不安を感じることなく、快適に安心して暮らせるまちづくりを進めます。

このため、生活支援のためのサービス・制度や保健・医療の体制、安心・安全の生活環境を整備します。

基本目標 2

障害を理解し、個性や人権を尊重し合えるまちづくり

障害のある・なしにかかわらず、すべての人がお互いを思いやり、支え合って暮らすまちづくりを進めます。

このため、障害や障害のある人に関する理解の促進や交流、地域福祉活動と権利擁護を推進します。

基本目標 3

障害のある人の自立や社会参加が実現できるまちづくり

障害のある・なしにかかわらず、すべての人が自らの意思で自分の生活を選択・決定し、自分らしくいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

このため、障害のある人への支援充実や雇用・就業、スポーツ・レクリエーションに関する取組みを推進します。

第3節

施策の体系

基本目標	基本施策	基本施策の方向性
基本目標1	(1)生活支援の推進 (2)保健と医療の充実 (3)安心・安全の生活環境の整備	①相談体制と情報発信の充実
誰もが快適・安心に 暮らせるまちづくり		②在宅サービスの充実
		③移動・コミュニケーション支援の充実
		④経済的支援の推進
		①疾病の予防・早期発見の推進
		②医療・リハビリテーションの充実
		①福祉のまちづくりの推進
②防災・防犯体制の整備		
基本目標2		(4)障害理解と交流の推進 (5)地域福祉と権利擁護の推進
障害を理解し、個性や人権を 尊重し合えるまちづくり	②福祉教育の推進	
	③交流活動の推進	
	①地域福祉活動の推進	
	②虐待防止対策の推進	
基本目標3	③権利擁護の推進	
	④合理的配慮の推進	
	障害のある人の自立や 社会参加が実現できる まちづくり	
		②学校教育等の充実
③医療的ケア児支援の充実		
基本目標3	(7)雇用・就業の支援充実	①雇用機会の拡大
		②就労支援と就労定着
基本目標3	(8)スポーツ・文化活動等の推進	①スポーツ・文化活動等の推進

具体的な取組み	
P49	障害者相談支援センターの機能強化、心の相談体制の充実、情報提供の充実
P49	訪問系サービス及び短期入所サービスの充実、日中活動系サービスの充実、居住系サービスの充実、障害のある人の地域移行支援
P50	利用しやすいバスの運行、補助犬の普及・啓発、移動支援の充実、コミュニケーション手段の確保・充実
P50	年金・手当制度の周知・充実、心身障害者扶養共済制度への加入促進、生活福祉資金貸付制度の活用促進、税の減免制度の周知、公的な減免・割引制度の周知
P51	母子保健事業の推進、疾病などの予防、精神疾患の早期発見・対応
P52	医療体制の整備、特定疾患対策の充実、地域リハビリテーション体制の整備、精神保健医療体制の確立
P53	ユニバーサルデザインの普及・啓発、公共施設のバリアフリー化推進、歩行空間のバリアフリー化推進、市営住宅の入居への配慮、住宅改修の支援
P53	防災意識の向上、緊急連絡体制の整備、避難行動要支援者*の避難誘導體制の確立、避難所などにおける支援体制の確立、防犯体制の整備
P54	障害者週間*における啓発強化、各種メディアを活用した啓発・広報、ヘルプマーク*・ヘルプカードの普及・啓発
P55	学校教育等における福祉教育の推進、地域・職場における福祉教育の推進
P55	障害のある人のふれあい・交流機会の充実、障害者団体との連携強化
P57	地域での支え合いの推進、社会福祉協議会*の機能強化、ボランティア活動の推進
P57	虐待防止の普及・啓発、障害者虐待防止センターの機能強化
P58	障害のある人の権利擁護、成年後見制度等の利用促進
P58	合理的配慮の普及・啓発、行政サービスにおける合理的配慮の推進
P59	障害の早期発見・対応、障害児通所支援の充実、保育の充実、保護者と関係機関との連携強化
P60	就学相談・指導体制の充実、特別支援教育の推進、卒業後進路の拡大、学校施設の整備改善、放課後児童クラブの体制整備
P61	医療的ケア児支援の充実
P62	障害者雇用への理解の促進、市の発注物品・役務の提供の拡大
P62	就労系サービスの充実、関係機関との連携による支援体制の強化、福祉就労への支援
P63	スポーツ・レクリエーション活動の推進、文化・芸術活動の推進、スポーツ施設や文化施設のバリアフリー化推進

第2章 基本目標達成への取組み

第1節

基本目標1への取組み

基本目標1 誰もが快適・安心に暮らせるまちづくり


基本施策(1):生活支援の推進

《現状と課題》

- 障害に関する身近な相談機関として、2020(令和2)年4月に浅口市障害者相談支援センター「はれ～る」が開設されました。相談件数は年々増加しており、2022(令和4)年度は、2,708件の相談対応を行いました。しかしながら、2023(令和5)年に実施したアンケート調査(以下「アンケート調査」という。)では、「はれ～る」を知っている人は、全体の32.7%に留まっています。より一層の周知を図るとともに、利用しやすい環境を構築していく必要があります。
- 障害者総合支援法では「共生社会の実現」という理念の導入に加え、制度の谷間を埋めるため難病等をサービスの対象に含めるなど制度の充実が図られてきました。サービスの提供基盤の充実・強化を、サービス提供事業所や関係機関との連携により、引き続き進めるとともに、必要な人に必要なサービスが届くよう、相談支援体制の充実と、制度の周知をさらに図っていくことが課題となっています。
- アンケート調査において、今後の利用希望の多かったサービスは、短期入所(ショートステイ)が25.4%、移動支援が22.7%でした。障害のある人が、その能力や適性に応じて、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、希望に沿ったサービスの提供体制の確保に向けた取組みを推進するとともに、ニーズに対応したサービスの質的充実に努める必要があります。
- 本市では、2019(平成31)年に「浅口市手話言語条例」を制定しました。この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解・普及の促進と使いやすい環境を構築することを目的としています。今後も啓発活動を推進していくとともに、課題となっている手話通訳者*の養成に取り組んでいく必要があります。
- アンケート調査では、障害のある人が自立した生活を送るために必要なこととして、「経済的支援の充実」と答えた人が48.5%でした。障害年金*等の公的年金制度、特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種制度や税の減免制度、NHK放送受信料や有料高速道路通行料金の割引制度等の周知を図り、活用を促進します。

《取組みの方向性》

① 相談体制と情報発信の充実

No.	取組み	取組みの方向性	担当課
1	障害者相談支援センターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談支援センター「はれ～る」に相談支援専門員を配置し、年齢や障害の種類を問わず、障害に関する様々な悩みや困りごとの相談に応じます。  <ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談機関や障害福祉事業所、医療機関、学校等とのネットワークを構築するとともに、電話相談、電子メール、ファクシミリ、訪問など、相談者が利用しやすい手段の活用を図ります。 	社会福祉課
2	心の相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所をはじめ、県の精神保健福祉センターや自殺対策推進センター、ひきこもり地域支援センターなどと連携し、精神保健専門相談の充実に努めます。 ・精神科医による「心の相談」を実施し、身近な相談窓口の充実を図ります。 	社会福祉課
3	情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉に関する制度やサービス、手帳の取得手続き等の情報を掲載した障害福祉ガイドを毎年度改訂し、窓口等で配布します。 ・広報紙、ホームページ、メール配信サービス等の各種広報媒体の活用には、障害のある人の特性やニーズに対応した情報提供のあり方について検討するとともに、声の広報あさくちを継続し、視覚障害のある人へ市政情報、その他公的な情報を提供します。 	社会福祉課、 秘書政策課

② 在宅サービスの充実

No.	取組み	取組みの方向性	担当課
4	訪問系サービス及び短期入所サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人が地域で自立した生活ができるよう、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の訪問系サービスの適切で円滑な実施を図ります。 ・一時的に家庭での介護が困難になった場合や家族の疲労を軽減できるよう、短期入所サービスの適切で円滑な実施を図ります。 	社会福祉課
5	日中活動系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の社会参加や社会活動が容易になるよう、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)等の日中活動系サービスの適切で円滑な実施を図ります。 	社会福祉課
6	居住系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいの場の確保と夜間のサービス提供により、障害のある人が地域で自立した日常生活を営むことができるよう、共同生活援助(グループホーム)及び施設入所支援(障害者支援施設)の居住系サービスの適切で円滑な実施を図ります。 	社会福祉課
7	障害のある人の地域移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所者や、病院に入院している障害のある人の地域移行を進めるため、各種サービスの利用支援や、地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の適切で円滑な実施を図ります。 ・精神疾患・精神障害についての社会的偏見の解消に取組み、総合的に地域生活を支援する体制(地域包括ケアシステム)の確立を目指します。 	社会福祉課

③ 移動・コミュニケーション支援の充実

No.	取組み	取組みの方向性	担当課
8	利用しやすいバスの運行	・市営バスについて、可能な限り障害のある人の利便に考慮した、利用しやすい運行体制の実現に努めます。	地域創造課
9	補助犬の普及・啓発	・身体障害者補助犬の利用希望者への情報提供に努めます。 ・身体障害のある人が公共施設等を利用する際に、身体障害者補助犬の同伴を拒否されないよう、「身体障害者補助犬法」の普及・啓発に努めます。	社会福祉課
10	移動支援の充実	・在宅の障害のある人を対象として、余暇活動や社会参加のための行動援護、同行援護及び移動支援の適切で円滑な実施を図り、外出を支援します。	社会福祉課
11	コミュニケーション手段の確保・充実	・手話通訳や要約筆記*者、点字訳、音声訳などコミュニケーションを支援する人材の養成・確保と資質の向上のため、関係団体の活動を支援し、意思疎通支援の充実を図ります。 ・浅口市手話言語条例に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図ります。	社会福祉課

④ 経済的支援の推進

No.	取組み	取組みの方向性	担当課
12	年金・手当制度の周知・充実	・障害のある人の所得保障のため、障害年金などの公的年金制度や特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当などの各種手当制度の周知に努めるとともに、各種制度の充実を国・県に働きかけます。	市民課、 社会福祉課
13	心身障害者扶養共済制度への加入促進	・岡山県と連携し、心身障害のある人の保護者に万が一のことがあったとき、残された障害児・者に年金を給付する心身障害者扶養共済制度の周知と加入促進を図ります。	社会福祉課
14	生活福祉資金貸付制度の活用促進	・社会福祉協議会と連携し、障害者世帯等の経済的自立と生活の安定を図るため、生業費、住宅改修費、療養費などの必要な資金を低利で融資する生活福祉資金貸付の制度の周知と活用促進を図ります。	社会福祉課
15	税の減免制度の周知	・障害のある人の住民税の控除や、軽自動車税の減免等の措置の周知を図ります。また、制度の周知漏れがないように、わかりやすい啓発を行います。	税務課
16	公的な減免・割引制度の周知	・NHK放送受信料や有料道路通行料等の割引制度の周知を図ります。 ・障害のある人を対象として、文化施設等の入館料の減免を実施します。	社会福祉課、 ひとづくり推進課

基本施策(2):保健と医療の充実

《現状と課題》

- アンケート調査では、障害のある人が自立した生活を送るために必要なこととして、「医療（医療的ケア）・リハビリテーション体制の充実」と答えた人が34.8%でした。健やかで心豊かに生活できることは誰もが望んでいることであり、こうした生活を送ることができるよう、疾病や障害の早期発見をはじめ、保健・医療、リハビリテーションの充実を図り、適切に対応していくことが求められます。
- 本市では、乳幼児健康診査をはじめとした各種の母子保健事業を行っています。今後も、保育所、幼稚園等と連携しながら、一人ひとりの子どもの成長に適切な支援をしていく必要があります。
- 成人の健康課題としては、精神障害のある人が増加傾向にあるため、関係機関との連携により精神疾患の早期発見に努め、適切な治療が受けられるような体制づくりが求められます。また、課題となっている精神障害のある人の医療費の負担軽減について検討を進めていきます。

《取組みの方向性》

① 疾病の予防・早期発見の推進

No.	取組み	取組みの方向性	担当課
17	母子保健事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の成長・発達に合わせた健康診査や健康相談、訪問指導などを充実し、乳幼児期における疾病の予防・早期発見に努めます。 ・健診や健康相談で継続したかわりが必要な母子については、集団での教室「もっこ教室」等への参加を促し、育児についての意識の啓発と発達支援を推進します。 	健康こども福祉課
18	疾病などの予防	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病の予防や発症後の進行を予防するため、健康教育や健康相談などを通じて正しい知識や予防の重要性についての普及・啓発を図ります。 ・特定健康診査の受診を勧めるとともに、生活習慣病の予防に向けて、食生活の改善や運動習慣の定着、禁煙といった生活習慣の改善に取り組める環境づくりを推進します。 	健康こども福祉課
19	精神疾患の早期発見・対応	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談支援センターなどの関係機関との連携により、精神疾患等の早期発見に努めるとともに、医療機関への早期受診・早期治療を図ります。 	社会福祉課

② 医療・リハビリテーションの充実

No.	取組み	取組みの方向性	担当課
20	医療体制の整備	・障害等の状況に応じた治療やリハビリテーションが受けられるよう、浅口医師会等との連携のもと、障害のある人の理解を深め医療等を受けやすい体制を整備します。	健康こども福祉課
21	特定疾患対策の充実	・特定疾患治療研究事業対象者(難病患者)を対象に、保健所等との連携による相談窓口の充実とともに、ニーズに沿った適切な在宅支援に努めます。	健康こども福祉課
22	地域リハビリテーション体制の整備	・障害の進行防止を図り、障害のある人の自立を促進するために、リハビリテーション事業の充実に努めます。 ・医療機関などとの連携のもと、地域で様々なリハビリテーションを受けることができる体制づくりに努めます。	健康こども福祉課、 高齢者支援課
23	精神保健医療体制の確立	・精神科と他の医療機関との連携及び保健所と健診の実施機関などとの連携の強化を図り、地域における適切な精神保健医療提供体制の確立を図ります。	社会福祉課

基本施策(3):安心・安全の生活環境の整備

《現状と課題》

- 障害のある人が地域で快適・安全に暮らしていくためには、誰にとっても暮らしやすい生活環境が整っていることが必要です。アンケート調査では、外出時に困ることとして、「道路や駅に階段や段差が多い」「電車やバスの乗り降りが不便」「外出先の建物の設備が不便」といった意見がみられました。このため、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進め、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、街中まで連続したバリアフリー環境の整備を推進することが重要です。
- 防災対策については、広報紙や市ホームページなどにおいて、防災マップや避難場所、避難誘導などの対応について周知するとともに、「浅口市地域防災計画」の中で避難行動要支援者への支援対策及び安全対策について明記し、障害のある人に配慮した防災対策を推進しています。しかしながら、アンケート調査では、「災害時の避難場所を知らない」と答えた人が31.7%、「災害時に一人で避難できない」と答えた人が39.9%でした。今後はより一層、分かりやすい情報提供に取り組んでいくとともに、地域における避難行動要支援者の把握や迅速な情報伝達体制、適切な避難誘導の仕組みを充実することが必要です。
- 障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるまちづくりを推進していくことは極めて重要です。緊急連絡体制の整備のため、一人暮らしの高齢者等を対象として緊急通報装置を貸与し、24時間体制で緊急時に備えています。併せて、犯罪や事故等の発生を防止するため、防犯対策の充実に取り組む必要があります。

《取組みの方向性》

① 福祉のまちづくりの推進

No.	取組み	取組みの方向性	担当課
24	ユニバーサルデザインの普及・啓発	・誰もが住みやすいまちづくりを進めていくため、建築物や公園、道路、住宅等の設置者や建築技術者はもとより、市民一人ひとりに対して、ユニバーサルデザインの考え方について普及・啓発を図ります。	まちづくり課
25	公共施設のバリアフリー化推進	・建築物のバリアフリー化を図るため、公共施設等のトイレ等の改善やエレベーター、スロープ等の設置を推進します。また、身体障害者用駐車場の確保に努めます。	財政課、 社会福祉課、 ひとづくり推進課
26	歩行空間のバリアフリー化推進	・空間のバリアフリー化を図るため、安全な歩行空間の確保、歩道の拡幅や段差・傾斜の解消、白線などの誘導ラインや点字ブロックの整備など、施設の改良を計画的に推進します。	建設課、 建設業務課
27	市営住宅の入居への配慮	・障害のある人や高齢者等の市営住宅の入居に際して、優遇措置を講じます。	建設業務課
28	住宅改修の支援	・日常生活用具給付事業により、居宅生活動作補助用具(居宅生活動作等を円滑にするための用具で、設置に住宅改修を伴うもの)の設置を支援します。	社会福祉課

② 防災・防犯体制の整備

No.	取組み	取組みの方向性	担当課
29	防災意識の向上	・災害が発生した場合、迅速かつ安全に避難できるよう、障害のある人に対し、防災知識の普及・啓発の徹底を図ります。 ・録音によるものやイラストを用いるなど、わかりやすい情報提供に努めます。	くらし安全課
30	緊急連絡体制の整備	・緊急時に消防署等関係機関にすぐに通報できるよう、一人暮らしの高齢者等へ緊急通報装置を貸与します。	高齢者支援課
31	避難行動要支援者の避難誘導體制の確立	・避難行動要支援者リストの作成などにより、障害のある人の把握に努めるとともに、行政や福祉関係者、自主防災組織等が一体となった地域ぐるみの避難行動要支援者の避難誘導體制の確立を図ります。 ・総合防災訓練や避難行動要支援者を重点とした避難誘導訓練等を実施し、安全な避難の確保に努めます。	くらし安全課、 社会福祉課
32	避難所などにおける支援体制の確立	・避難所等においては、障害者用トイレの設置や簡易トイレを用意、設置し、段差解消等に努めます。 ・福祉的・医療的サービスの必要な障害のある人については、関係機関との連携をもとに、必要な措置を講ずるよう努めます。 ・障害のある人等の要配慮者の受け入れを行う福祉避難所の開設から受入れ調整までを円滑に進めるとともに、県の災害時サポートブックを参考に避難者の個別ニーズを把握し、支援体制の確保に努めます。	社会福祉課、健康 こども福祉課
33	防犯体制の整備	・障害のある人の犯罪被害防止のため、防犯知識の周知徹底に努めます。 ・青色防犯パトロール講習会を実施するなどし、地域住民による自主的な防犯組織づくりを支援します。	くらし安全課

基本目標2:障害を理解し、個性や人権を尊重し合えるまちづくり


基本施策(4):障害理解と交流の推進

《現状と課題》

- 障害のある・なしにかかわらず、誰もが住み慣れた地域で当たり前で暮らしていることが自然な状態であるというノーマライゼーションの考え方は浸透しつつありますが、まだ十分とは言えません。障害のある人が安心して暮らしていくためには、何よりも周囲の人の理解が大切であり、誰もが思いやりの心を持って支え合うまちづくりを進めていくことが必要です。
- アンケート調査では、障害への市民の理解を深めるためには、「障害や障害のある方の問題に関する啓発の充実」「障害への理解を目的とする市民団体への支援」といった意見がみられました。障害者週間における啓発活動をより一層充実していくとともに、障害のある当事者や支援者の団体との連携や支援の充実に取り組んでいくことが求められます。
- 知識だけでなく、実際に交流することを通じて障害への偏見や不安感を解消していくことも重要です。人とふれあう機会は、障害のある人にとって生きがいや希望を感じられる生活を送るうえで大切な役割を果たすことから、多様な交流の機会を持てることが大切です。

《取組みの方向性》

① 啓発・広報の推進

No.	取組み	取組みの方向性	担当課
34	障害者週間における啓発強化	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者週間(12月3日～9日)の周知を図るとともに、障害に関する理解促進のための広報・啓発を行います。 ・自立支援協議会を中心に啓発事業を実施し、障害に関する理解促進や障害のある人の社会参加や交流の機会を創出します。 	社会福祉課
35	各種メディアを活用した啓発・広報	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報「あさくち」や社会福祉協議会の広報「福祉あさくち」をはじめ、ホームページ、メール配信サービス等を活用して、障害や障害のある人に対する施策の理解に向けた啓発・広報を行います。 ・発達障害や精神障害の理解を深めるため、関係機関や関係団体との連携等により、効果的な啓発に取り組めます。 	社会福祉課
36	ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人等、緊急時や困った際に周囲への配慮や手助けをお願いしやすい環境を整えるため、ヘルプマーク・ヘルプカードの携帯を推進します。 ・ヘルプマーク・ヘルプカードの認知度を高めるため、効果的な普及・啓発に取り組めます。 <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> ■ヘルプマーク  </div>	社会福祉課

② 福祉教育の推進

No.	取組み	取組みの方向性	担当課
37	学校教育等における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒が互いに協力しながら共に育つことや、障害のある人への理解を促進し、思いやりと助け合いの心を育てることを目的に、特別支援学級*と普通学級の交流教育を推進します。 ・「総合的な学習の時間」等の活用による一貫した福祉教育を推進し、幼い頃から社会福祉への関心をもって自ら考え、行動する力を養います。 	学校教育課
38	地域・職場における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民を対象の人権教育の一環として、障害のある人に関連する講座や講演会等を実施します。 ・民間企業などに対しても理解と協力を得て、職場における福祉教育の取組みを推進します。また、市職員についても手話研修や福祉実習などを推進し、職員の障害や障害のある人への理解の促進に努めます。 	ひとづくり推進課、社会福祉課

③ 交流活動の推進

No.	取組み	取組みの方向性	担当課
39	障害のある人のふれあい・交流機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の社会参加や交流の機会拡大に取り組みとともに、市主催の行事や障害者団体主催の行事について、誰もが参加しやすい形態での実施を推進します。 	社会福祉課
40	障害者団体との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者団体の自主的活動を支援するとともに、団体間相互の連携の強化を図ります。 	社会福祉課

基本施策(5):地域福祉と権利擁護の推進

《現状と課題》

- 障害のある人を含め、誰もが地域で安心して暮らしていくためには、地域での支え合いの仕組みがしっかりとできていることが必要です。地域の様々な主体が一体となって福祉意識の醸成を図るとともに、障害のある人を取り巻く課題について考え、福祉活動への積極的な参加を促していくことが重要です。
- 障害のある人を対象としたボランティア活動の推進は、障害のある人にとって日常生活の支えになるだけでなく、関わる人が障害についての諸問題への理解を深めるきっかけになると考えられます。本市では、意思疎通支援など障害のある人を支える様々なボランティア活動が実施されていますが、地域福祉を支えるボランティアは、一部の市民に限られているのが現状です。今後は、さらに幅広い活動が展開されるよう、社会福祉協議会などと連携し、地域のボランティア団体の育成・支援を積極的に行うとともに、幅広い人材の確保・育成に努めていく必要があります。
- 障害のある人が安心して暮らしていくため、「障害者虐待防止法」に基づき、虐待の防止と権利擁護に対する取組みを推進していく必要があります。浅口市障害者虐待防止センター*では、障害者虐待の通報や相談等があった場合、虐待対応マニュアルにしたがって関係機関に協力を求め、迅速な対応を行っています。今後は、その機能を強化するとともに、広く虐待防止の普及・啓発に取り組んでいくことが求められます。
- 障害のある人の成年後見制度の利用については、高齢者に比べると少ない傾向にあります。アンケート調査では、「成年後見制度を知っている」と答えた人が31.7%でした。本人や家族の状況に応じて適切に制度を利用することができるよう、より一層の周知が必要です。

《取組みの方向性》

① 地域福祉活動の推進

No.	取組み	取組みの方向性	担当課
41	地域での支え合いの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で民生委員児童委員、福祉委員、各種ボランティア、地域住民が協力して障害のある人を支え合う活動の推進を図ります。 ・ノーマライゼーションの理念が実現された地域社会を構築するため、市民の地域福祉意識の向上や福祉活動への積極的な参加意識の醸成を図ります。 	社会福祉課
42	社会福祉協議会の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会と連携し、福祉委員活動、サロン事業などの各種事業の充実を図るとともに、積極的な情報提供を行うことで、福祉活動への住民参加を促進します。 ・地域における福祉活動を推進するため、地域福祉ネットワークの構築やボランティア活動など、社会福祉協議会事業の充実強化に向けた支援と連携を図ります。 	社会福祉課
43	ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動への参加に向けた意識啓発やボランティアリーダーの育成、ボランティアセンターの機能強化等に取り組みます。 ・特に意思疎通支援を行うボランティアなど、専門的な技術が必要とするボランティアの養成・確保を図ります。 	地域創造課、 社会福祉課

② 虐待防止対策の推進

No.	取組み	取組みの方向性	担当課
44	虐待防止の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待に当たる行為への理解促進と虐待を見つけた際には通報の義務があることの周知・啓発に努めます。 ・障害福祉施設の職員に対し、虐待防止に関する研修への参加を幅広く呼びかけます。 	社会福祉課
45	障害者虐待防止センターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の関係機関とのネットワークを強化し、虐待の早期発見に努めます。 ・家庭内や福祉施設等で虐待があった場合は、迅速かつ適切な対応を行うとともに、必要に応じて被虐待者を一時的に保護できる場所を確保します。また、原因を調査し、関係者に対して改善及び再発防止を求めています。 	社会福祉課

③ 権利擁護の推進

No.	取組み	取組みの方向性	担当課
46	障害のある人の権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度や社会福祉協議会の日常生活自立支援事業等の周知と利用促進を図ります。 ・障害特性によりサービスが容易に利用できない、身の回りのことや金銭管理ができない、といったケースへの対応や、虐待や金銭詐取といった悪質な権利侵害の防止・救済など、障害のある人の権利擁護の強化に努めます。 	社会福祉課
47	成年後見制度等の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護推進センターと連携し、成年後見制度の周知を図るとともに、相談や利用支援に取り組みます。 ・成年後見制度の利用に当たり、必要となる費用を負担することが困難と認められる人に対して、後見人等の報酬等必要となる経費の全部又は一部を助成します。 	社会福祉課

④ 合理的配慮の推進

No.	取組み	取組みの方向性	担当課
48	合理的配慮の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮の提供が2024(令和6)年度から民間事業者にも義務化されることに伴い、市民及び民間事業者への周知・啓発に取り組みます。 	社会福祉課
49	行政サービスにおける合理的配慮の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員の障害や障害のある人への理解を促進するとともに、市役所における事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づき、障害のある人の社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を行います。 ・障害の有無に関わらず誰もが情報を入手しやすい環境を整えるため、広報紙やホームページについて、文字の大きさやフォント、色彩などに配慮するなどし、情報バリアフリーを推進します。 	総務課、 秘書政策課

第3節

基本目標3への取組み

基本目標3:障害のある人の自立や社会参加が実現できるまちづくり

基本施策(6):障害のある子どもの支援充実

《現状と課題》

- 障害のある子どもがそれぞれの個性を発揮し、その能力を最大限に伸ばしていくためには、乳幼児期における障害の早期発見・早期療育から一人ひとりの特性に応じた教育を行うことができるよう、保健・医療・福祉・保育・教育が連携しながら、一貫した療育・教育体制を構築していく必要があります。本市では、すべての保育所、こども園、幼稚園で配慮が必要な子どもへの支援体制の充実を図っており、今後も一人ひとりの特性や実態にあった保育の充実を図っていく必要があります。
- 学校教育における特別支援教育では、身体障害や知的障害だけでなく、発達障害により特別な支援を必要とする子どもを対象としており、一人ひとりの状態に合わせた教育内容の充実に努めています。また、教育相談や就学指導委員会による取組みにおいては、専門的な指導の充実を図っていきます。
- 2021(令和3)年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、日常的に医療的ケアを必要とする子どもが平等に保育・教育が受けられるよう、環境の整備や関係機関の連携体制を構築していく必要があります。また、既存の制度やサービスでは、医療的ケア児やその家族のニーズに合わない場合も想定されるため、生活の実態把握に努め、支援の仕組みづくりを検討していく必要があります。

《取組みの方向性》

① 療育・保育の充実

No.	取組み	取組みの方向性	担当課
50	障害の早期発見・対応	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査や保健指導を通じて把握した発達の遅れや障害が疑われる乳幼児の保護者に対して保健師等が相談支援を行います。 ・子どもの障害と初めて向き合う保護者の思いに寄り添う支援と、医療機関・支援サービス等の適切な情報提供に努めます。 	健康こども福祉課

① 療育・保育の充実(つづき)

No.	取組み	取組み方向性	担当課
51	障害児通所支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもとその家族が適切な支援を受けられるよう、障害児通所支援の充実を図るとともに、一人ひとりの児童のニーズに応じた教育・保育・医療・福祉の支援が受けられる体制づくりを進めます。 ・適切な時期に適切な療育が行われるよう、医療・福祉・保育・教育等関係機関によるネットワークづくりに努めます。 	社会福祉課
52	保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもの理解と指導に関する研修や特別支援アドバイザーによる巡回訪問により、保育士等の資質の向上を図り、各保育所・幼稚園・こども園において、一人ひとりの特性に応じた支援を行います。 ・公立保育所・幼稚園・こども園へ生活支援員の配置に努めるとともに、私立保育所等に対して、保育士等の加配に対する補助を行い、障害のある子どもの受け入れ体制の充実を図ります。 	保育未来課
53	保護者と関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達段階に応じた支援の充実を図るため、保護者をはじめ、保健所、医療、教育部門及び県の専門機関との連携を強化します。 ・発達が気になる児童とその保護者同士の交流の場である「にじいろばらそる」において、子育てに不安を抱える保護者の心のケアや相談支援に取り組みます。 	健康こども福祉課

② 学校教育等の充実

No.	取組み	取組みの方向性	担当課
54	就学相談・指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子ども一人ひとりの状況に合った就学を進めるため、本人・保護者の意向を尊重しながら適切な就学指導に努めます。 ・多様な教育相談に対応できるよう、県の巡回教育相談の活用を進めるとともに、関係機関との連携を深め、教育相談体制の充実を図ります。 	学校教育課
55	特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害や知的障害だけでなく発達障害により、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりに応じた、教育内容の充実にも努めるとともに、障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習の機会の充実にも努めます。 ・特別支援教育の内容の充実を図るため、研究・研修を進め、教職員の資質向上に努めます。 	学校教育課
56	卒業後進路の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育修了後の社会的自立を支援するため、特別支援学校*、公共職業安定所や企業、作業所、施設等関係機関との連携を強化し、進路の拡大を図ります。 	社会福祉課
57	学校施設の整備改善	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもが安心して通い、使いやすく安全性が確保された学校施設とするため、大規模改修などの際に学校施設や設備の整備改善を図ります。 	教育総務課
58	放課後児童クラブの体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもの利用に際しては、職員の研修等を充実させ、障害のある子どもが安心して利用できる体制の整備を推進します。 	保育未来課

③ 医療的ケア児支援の充実

No.	取組み	取組みの方向性	担当課
59	医療的ケア児支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアが必要な児童に対し、必要な支援が受けられるように調整等を行うコーディネーターを配置します。 ・当事者や家族の生活実態の把握に取り組むとともに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置し、支援の充実を図ります。 	社会福祉課

基本施策(7):雇用・就業の支援充実

《現状と課題》

- 障害のある人の就労については、民間企業における就労や福祉的就労*等があり、収入を得るための手段のみならず、社会参加の機会や生きがいの創出などの様々な観点から捉える必要があります。
- 障害のある人の就労機会の少なさや賃金、雇用形態に課題があることを踏まえ、今後も就労のための技能の養成に努めるとともに、就労移行支援事業の利用支援や在宅での就労環境づくりなど、雇用促進に向けた就労環境づくりを進めていく必要があります。
- 民間企業における就労については、2023(令和5)年度から障害のある人の法定雇用率*が段階的に引き上げられ、2026(令和8)年度には2.7%となります。今後も障害のある人の雇用の支援や事業主・市民への理解促進のための啓発や情報提供等を強化することが必要です。
- アンケート調査では、障害のある人が働きやすくなるためには、「職場の上司や同僚に理解があること」と答えた人が42.1%と最も多い結果でした。公共職業安定所や関係機関と連携しながら、障害者雇用への理解促進や雇用拡大などの働きかけを推進していく必要があります。
- 障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、市内における障害者雇用を推進している企業や団体への支援や障害者就労施設等の製品の販売支援の一層の推進を図ることが求められています。

《取組みの方向性》

① 雇用機会の拡大

No.	取組み	取組みの方向性	担当課
60	障害者雇用への理解の促進	・公共職業安定所や関係機関と連携しながら、企業(事業主)に対し、障害者雇用率制度や助成金措置などの各種制度の周知やPRを行うとともに、障害者雇用への理解促進、雇用拡大、労働環境の整備等を働きかけます。	市民課、 社会福祉課
61	市の発注物品・役務の提供の拡大	・障害者優先調達方針に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達について、全庁的に周知し促進を図ります。	社会福祉課

② 就労支援と就労定着

No.	取組み	取組みの方向性	担当課
62	就労系サービスの充実	・一般企業等への就職を希望する人に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う「就労移行支援」の適切で円滑な実施を図ります。 ・障害のある人の職場定着率の向上のため、就労後に利用可能な「就労定着支援」の適切で円滑な実施を図ります。	社会福祉課
63	関係機関との連携による支援体制の強化	・公共職業安定所や障害者相談支援センター等と連携を図り、適切な相談・助言を行います。 ・関係機関との連携をもとに、就労面や生活面の支援、職場訪問などにより、障害のある人の安定的な職業生活の維持のための支援の仕組みづくりを進めます。	社会福祉課
64	福祉就労への支援	・岡山県等の関係機関と連携し、福祉就労事業所の工賃水準の向上を図るための情報提供や研修等の実施に取り組みます。 ・就労継続支援B型及び地域活動支援センターⅢ型事業所の利用者へ就労奨励金を交付し、経済的支援を行います。	社会福祉課

基本施策(8):スポーツ・文化活動等の推進

《現状と課題》

- 障害のある人にとって、スポーツ・文化活動等の余暇活動を行ったり、障害のない人と交流したりすることは、豊かな暮らしを送るうえで非常に大切なことです。アンケート調査では、約5割の人が余暇の時間に何らかの活動や行事に参加したいと答えており、具体的には、「音楽、絵画などの文化活動」「料理、手芸などの手作り活動」「スポーツやレクリエーション」といった意見が多くみられました。
- スポーツ・文化活動等を通じての交流促進に努めるとともに、余暇活動の充実を図りながら、生きがいや喜びを感じられ、暮らしの質の向上につながるような地域づくりを推進していく必要があります。
- スポーツ・レクリエーション施設や文化施設は、誰でも安心して利用することができるよう、障害のある人にも配慮した施設整備を行う必要があります。

《取組みの方向性》

① スポーツ・文化活動等の推進

No.	取組み	取組みの方向性	担当課
65	スポーツ・レクリエーション活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各種の障害者スポーツ大会等への参加を支援するとともに、誰もが参加しやすいスポーツ・レクリエーションイベントや教室の開催に努めます。 ・障害者スポーツ指導に対する経験や専門的知識を持った指導員の確保や育成を検討します。 	ひとづくり推進課、社会福祉課
66	文化・芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人や障害者団体などによる、文化・芸術活動への取組みを支援するとともに、誰もが参加しやすい文化・芸術イベントや教室の開催に努めます。 ・講演会等の開催に当たっては、手話通訳・要約筆記などのボランティアを派遣するなど、障害のある人が参加しやすいような環境づくりに努めます。 	ひとづくり推進課、社会福祉課
67	スポーツ施設や文化施設のバリアフリー化推進	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設や文化施設の改修・整備の際に、車いす使用者でも利用できるトイレやエレベーターの設置など、障害のある人に配慮した施設整備に努めます。 	ひとづくり推進課



第3編 障害福祉計画・障害児福祉計画

第1章 計画の基本事項

第1節 前期(第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)の実績評価

第2節 計画策定の考え方

第3節 障害福祉サービス等の体系

第2章 成果目標の設定

第3章 障害福祉サービスの見込み

第4章 地域生活支援事業の見込み

第5章 障害児通所サービス等の見込み

第6章 その他の活動指標

第1章 計画の基本事項

第1節

前期(第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)の実績評価

1 成果目標の達成状況

※【実績値(見込)】は2023(令和5)年度末の見込値

＜成果目標1＞福祉施設から地域生活への移行

項目	目標値	実績値(見込)	説明(2023(令和5)年度末の状態)
施設入所者削減見込	1人	4人	2019(令和元)年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減
地域生活移行者数	3人	5人	2019(令和元)年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行

■評価

- 施設からグループホーム等への移行が進み、「施設入所者の削減」「地域生活移行者数」の両方で目標を上回る実績を見込んでいます。

＜成果目標2＞地域生活支援拠点等の整備方針

項目	目標値	実績値(見込)	説明(2023(令和5)年度末の状態)
地域生活支援拠点等の整備	1箇所	0箇所	市内又は圏域に少なくとも1箇所の地域生活支援拠点等を確保しつつ、年1回以上運用状態を検証している

■評価

- 「2023(令和5)年度末までに井笠圏域*で少なくとも1箇所設置」の目標でしたが、設置できていません。市内又は圏域での設置を引き続き検討します。

＜成果目標3＞福祉施設から一般就労*への移行等

●福祉施設から一般就労への移行

項目	目標値	実績値 (見込)	説明(2023(令和5)年度末の状態)
一般就労移行者数	9人	7人	一般就労へ移行した人数が2019(令和元)年度実績(7人)の1.29倍=9人
就労移行支援事業利用者数	9人	6人	一般就労移行者のうち就労移行支援事業の利用者数2019(令和元)年度実績(7人)の1.30倍=9人
就労継続支援A型利用者数	0人	1人	一般就労移行者のうち就労継続支援A型の利用数が2019(令和元)年度実績(0人)の1.26倍=0人
就労継続支援B型利用者数	0人	0人	一般就労移行者のうち就労継続支援B型の利用数が2019(令和元)年度実績(0人)の1.23倍=0人

●就労定着支援事業の利用促進

項目	目標値	実績値 (見込)	説明(2023(令和5)年度末の状態)
就労定着支援事業利用者数見込	7人	5人	2023(令和5)年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行した者のうち就労定着支援事業を利用した人数
就労定着支援事業利用率	7.8割	8.3割	2023(令和5)年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行した者のうち就労定着支援事業を利用した割合(7割が基準)

■評価

- 「一般就労移行者」「就労定着支援事業利用者数」は、目標に到達しない見込みです。引き続き、就労以降新事業及び就労定着支援事業の利用促進に努めます。

＜成果目標4＞障害のある子どもへの支援の提供体制の整備等

項目	目標値	実績値 (見込)	説明(2023(令和5)年度末の状態)
児童発達支援センター	1箇所	1箇所	2023(令和5)年度末までに井笠圏域で1箇所以上設置している
保育所等訪問支援	体制構築	構築済	2023(令和5)年度末までに井笠圏域で体制を構築している
重症心身障害児*を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	1箇所	2箇所	2023(令和5)年度末までに井笠圏域で1箇所確保している
医療的ケア児支援の協議の場の設置	設置	設置	2023(令和5)年度末までに、浅口市自立支援協議会で部会を設置し、その中で協議を行っている
医療的ケア児等コーディネーターの配置	配置	配置	2023(令和5)年度末までに、浅口市障害者相談支援センター相談支援専門員に委託し、配置している

■評価

- 全ての目標が達成見込みであり、障害のある子どもへの支援提供体制は、着実に整ってきています。

＜成果目標5＞相談支援体制の充実・強化等

項目	目標値	実績値 (見込)	説明(2023(令和5)年度末の状態)
総合的・専門的な相談支援の実施の見込	有	有	2023(令和5)年度末までに、障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定している
地域の相談支援に対する専門的な指導・助言件数の見込	12件	3件	2023(令和5)年度末までに、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込

■評価

- 地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言を行っているものの、目標の回数には到達しない見込みです。引き続き、相談支援の体制強化の取組みを推進します。

＜成果目標6＞障害福祉サービスの質を向上させるための取組みに係る体制の構築

項目	目標値	実績値 (見込)	説明(2023(令和5)年度末の状態)
障害福祉サービス等に係る各研修の活用	6人	8人	2023(令和5)年度末までに、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他の研修への市職員の参加人数の見込
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	1回	1回	2023(令和5)年度末までに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析、その結果を活用し、事業所や関連自治体等と共有する体制の有無、及びその実施回数見込

■評価

- 各研修の活用、審査結果の共有・分析の取組みとともに目標を達成する見込みです。

2 障害福祉サービスの実績(見込)

※各年度の実績は、年度末(3月)の値となります。ただし、2023(令和5)年度は11月末の値。

※[単位]の人日とは「人数×日数」の意味で、延べ日数を示しています。

(1) 訪問系サービス

事業名	単位	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
居宅介護	時間/月	270	286	270	310	270	332
	人/月	27	20	27	23	27	25
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間/月	30	14	30	17	30	9
	人/月	3	2	3	2	3	1
行動援護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
計	時間/月	300	300	300	327	300	341
	人/月	30	22	30	25	30	26

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

事業名	単位	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
生活介護	人日/月	1,400	1,197	1,400	1,201	1,400	1,260
	人/月	70	58	70	59	70	62

② 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

事業名	単位	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	20	0	20	0	20	0
	人/月	1	0	1	0	1	0
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	105	18	105	5	105	33
	人/月	5	2	5	1	5	2

③ 就労移行支援

事業名	単位	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
就労移行支援	人日/月	220	48	220	140	220	64
	人/月	11	3	11	10	11	5

④ 就労継続支援(A型・B型)

事業名	単位	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
就労継続支援(A型)	人日/月	770	785	770	805	770	693
	人/月	40	40	40	39	40	37
就労継続支援(B型)	人日/月	1,500	1,515	1,500	1,565	1,500	1,485
	人/月	70	77	70	77	70	83

⑤ 就労定着支援

事業名	単位	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
就労定着支援	人	10	8	10	6	10	3

⑥ 療養介護

事業名	単位	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
療養介護	人/月	10	7	10	7	10	6

⑦ 短期入所(ショートステイ)

事業名	単位	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
短期入所(福祉型)	人日/月	80	17	80	48	80	43
	人/月	16	4	16	10	16	7
短期入所(医療型)	人日/月	12	0	12	1	12	0
	人/月	3	0	3	1	3	0

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

事業名	単位	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
自立生活援助	人	2	0	2	0	2	0

② 共同生活援助(グループホーム)

事業名	単位	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
共同生活援助 (グループホーム)	人日/月	37	38	38	39	39	42

③ 施設入所支援

事業名	単位	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
施設入所支援	人/月	40	36	40	33	40	35

(4) 相談支援

事業名	単位	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
計画相談支援	人/月	80	95	80	89	80	61
地域移行支援	人/月	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	人/月	10	8	10	8	10	9

(5) 障害のある子どもへの支援

事業名	単位	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
児童発達支援	人日/月	440	464	440	462	440	445
	人/月	60	71	60	70	60	73
医療型児童発達支援	人日/月	10	0	10	0	10	0
	人/月	1	0	1	0	1	0
放課後等 デイサービス	人日/月	763	843	763	1,024	763	854
	人/月	109	105	109	122	109	126
保育所等訪問支援	人日/月	1	4	1	1	1	0
	人/月	1	1	1	1	1	1
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	50	48	50	48	50	45
医療的ケア児調整 コーディネーター	人	1	1	1	2	1	1

3 地域生活支援事業の実績(見込)

※各年度の実績は、年度末(3月)の値となります。ただし、2023(令和5)年度は11月末の値。

(1) 必須事業

事業名		単位	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
			見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
	地域自立支援協議会	実施/未実施	実施	未実施	実施	実施	実施	実施
	市町村相談支援機能強化事業	実施/未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施
理解促進研修・啓発事業		実施/未実施	実施	未実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施/未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施
成年後見制度利用支援事業		実施/未実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	有	無	有	無	有	無
意思疎通支援事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	5	3	5	0	5	0
	自立生活支援用具	件/年	10	14	10	4	10	2
	在宅療養等支援用具	件/年	4	6	4	6	4	2
	情報・意思疎通支援用具	件/年	15	9	15	11	15	9
	排せつ管理支援用具	件/年	916	465	916	417	916	403
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	2	2	2	0	2	0
手話奉仕員養成研修事業		人/年	25	8	25	6	25	4
移動支援事業		時間/月	30.0	26.0	30.0	45.5	30.0	67.5
		人/月	5	3	5	6	5	6
センター事業	Ⅱ型	人/月	1	0	1	0	1	0
		箇所数	1	0	1	0	1	0
	Ⅲ型	人/月	30	17	30	16	30	12
		箇所数	3	3	3	3	3	3

(2)任意事業

事業名	単位	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
日中一時支援事業	人/月	40	36	40	39	40	33
社会参加促進事業・声の広報発行事業	回/年	12	12	12	12	12	12

4 その他の活動指標の実績(見込)

※各年度の実績は、年度末(3月)の値となります。ただし、2023(令和5)年度は11月末の値。

※再掲項目が含まれます。

(1)障害のある子どもへの支援の提供体制の整備等Ⅰ:成果目標4関連

事業名	単位	2023(令和5)年度		備考
		目標値	実績値	
児童発達支援センター箇所数	箇所数	1	1	井笠圏域で設置
保育所等訪問支援	箇所数	1	1	井笠圏域で設置
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	箇所数	1	1	井笠圏域で設置
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	箇所数	1	1	井笠圏域で設置

(2)障害のある子どもへの支援の提供体制の整備等Ⅱ:成果目標4関連

事業名	単位	2023(令和5)年度		備考
		目標値	実績値	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	箇所数	1	1	市内に設置

事業名	単位	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
医療的ケア児支援に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	1	1	1	2	1	1

(3) 地域生活支援拠点等:成果目標2関係

事業名	単位	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
地域生活支援拠点等の設置箇所数 (井笠圏域で設置)	箇所数	0	0	0	0	1	0
機能の充実に向けた検証及び 検討の実施回数	回	0	0	0	0	1	0

(4) 発達障害のある人等に対する支援

事業名	単位	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
ペアレントトレーニング*や ペアレントプログラム*等の 支援プログラム等の受講者数	人	5	4	5	8	5	7
ペアレントメンター*の人数	人	2	2	2	2	2	2
ピアサポート*の活動への 参加人数	人	20	18	20	23	20	29

(5) 相談支援体制の充実・強化のための取組み

事業名	単位	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
障害の種別や各種のニーズに対応できる 総合的・専門的な相談支援の実施の見込	実施 の有無	有	有	有	有	有	有
地域の相談支援事業者への訪問等による 専門的な指導・助言件数	件	12	0	12	0	12	0
地域の相談支援事業者の 人材育成の支援件数	件	12	0	12	0	12	0
地域の相談機関との連携 強化の取組みの実施回数	回	12	3	12	3	12	3

(6) 精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステム*の構築

事業名	単位	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	0	0	0	0	1	0
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	0	0	0	0	10	0
保健、医療及び福祉関係者による協議の場での目標設定及び評価の実施回数	回	0	0	0	0	1	0
地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数	人/月	12	3	12	3	12	3
精神障害者の地域定着支援の利用者数	人/月	4	5	4	5	4	5
精神障害者の共同生活援助の利用者数	人/月	6	11	6	9	6	10
精神障害者の自立生活援助の利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0

(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組み

事業名	単位	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
都道府県等が実施する各種研修への市職員の参加人数見込	人	6	7	6	7	6	8
障害者自立支援審査支払等システム等による分析を活用して事業所や関係自治体と共有する体制の有無と共有回数	回	1	0	1	0	1	0

障害福祉サービスや障害のある子どもを支援するサービス等については、国の基本指針における、基本的理念を踏まえ、次のような視点でサービス提供体制の確保を進めます。

1 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

- 障害のある人の自己決定を尊重し、意思決定の支援にも配慮しつつ、障害のある人が必要なサービスや支援を受けながら自立と社会参加を実現するため、障害福祉サービスの提供体制を整備します。

2 身近な場所での障害種別によらない障害福祉サービスの提供

- 障害のある人が身近な場所で、障害の種別に関係なく、必要で十分な障害福祉サービスを利用できる体制を確保します。

3 障害のある人の生活を地域で支えるシステムの構築

- 障害のある人が自立して地域で暮らし続けることができるよう、入所・入院から地域生活への移行支援や就労支援の体制を整え、地域全体で障害のある人を支える仕組みを構築します。

4 地域共生社会の実現に向けた取組み

- 地域共生社会の実現を目指し、伴走型の相談支援と社会参加に向けた就労支援や居住支援などを一体的に行うとともに、障害のある人を含めた住民同士の参加・交流の機会確保に取り組めます。

5 障害のある子どもの健やかな育成のための取組み

- 障害のある子どもの健やかな育成のため、早期に身近な場所で支援を受けられる体制を確保するとともに、ライフステージに合わせて関連機関が連携し、切れ目の無い支援を提供する体制を構築します。

6 障害福祉人材の確保・定着

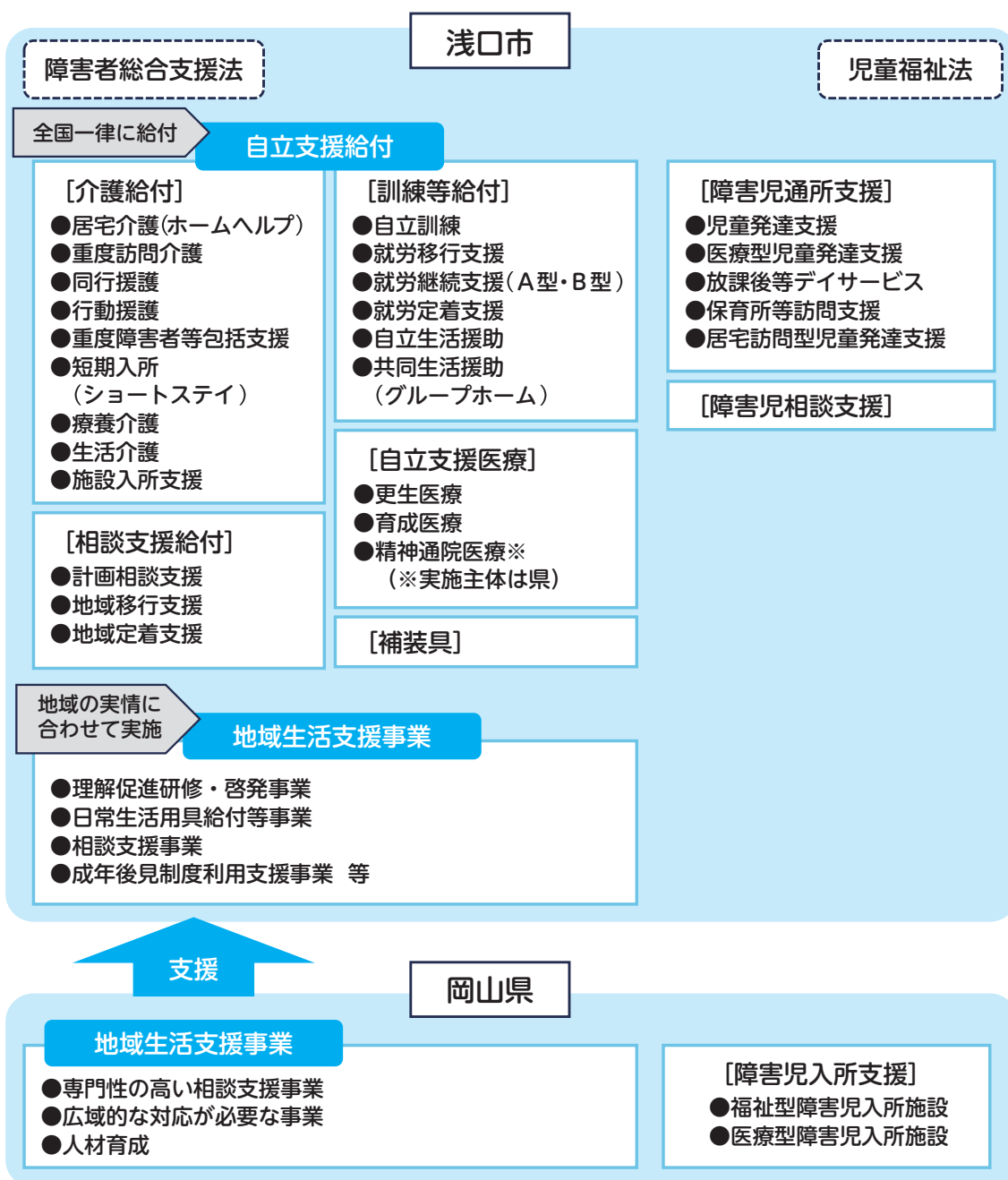
- 将来にわたって安定的に障害福祉サービスを提供できる体制を構築するため、研修の実施や多職種間連携を推進するとともに、働きがいのある職場づくり等に関係者と共に取り組むことにより、福祉人材確保・定着を図ります。

7 障害のある人の社会参加を支える取組み

- 障害のある人の多様なニーズを踏まえ、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツなどを通じて、地域でいきいきと暮らすことができる環境を構築し、地域における社会参加を促進します。

1 障害福祉サービス等の体系図

障害福祉サービス等は、障害のある人のそれぞれの障害程度や社会活動、介護者、居住等の状況等を踏まえて個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大きく分けられています。



2 障害福祉サービス等の内容について

「自立支援給付」「地域生活支援事業」「障害のある子どもへの支援」のそれぞれに含まれるサービス等の内容は、次のとおりです。

(1) 自立支援給付

介護給付	名称	内容
	居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事の介護など、居宅での生活全般にわたる支援を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由等により常に介護を必要とする人に対して、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービスの提供を行います。
	同行援護	視覚障害により、移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助などを行います。
	行動援護	知的・精神障害により行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護などの支援を行います。
	重度障害者等 包括支援	常時介護を要する重度障害のある人を対象に、居宅介護をはじめ福祉サービスを包括的に提供します。
	生活介護	常時介護を要する障害のある人を対象とした、主として日中に障害者支援施設などで行われる、入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動又は生産活動の機会の提供などを行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、主として日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助などを行います。
	短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気や家族の休養などのため、短期間、障害者支援施設等において入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 障害者支援施設等において実施される「福祉型」と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施される「医療型」があります。
施設入所支援	障害者支援施設に入所している人に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	

訓練等給付	名称	内容
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に、身体機能や生活能力の向上のための訓練などを行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練などを行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般企業等での就労が困難な障害のある人を対象に、就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のための訓練などを行います。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力、生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な手助けを行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居における相談やその他の日常生活上の援助を行います。	

	名称	内容
相談支援事業	計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障害のある人を対象に、サービス利用時にサービス等利用計画の策定、サービス等の利用状況の検証と計画の見直し、その他サービス事業所等との連絡調整を行います。
	地域移行支援	障害者支援施設に入所している人や精神科病院に入院している人を対象に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、退所・退院に向けての支援を行います。
	地域定着支援	障害者支援施設や精神科病院から退所・退院した人や、居宅において単身で生活している障害のある人に対し、夜間も含む緊急時における相談などの支援を行います。

	名称	内容
自立支援医療	更生医療	身体障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障害者に対して行われる、更生のために必要な医療を支給します。
	育成医療	身体に障害のある児童の健全な育成を図るため、当該障害児に対して行われる、生活の能力を得るために必要な医療を支給します。
	精神通院医療	精神障害の適正な医療の普及を図るため、精神障害者に対して、当該精神障害者が病院又は診療所へ入院することなく行われる精神障害の医療を支給します。

(2) 地域生活支援事業

	名称	内容
必須事業	相談支援事業	障害のある人やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言又は障害福祉サービスの利用支援などを行います。また、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人などの権利擁護のために必要な援助を行うものです。
	理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行うものです。
	成年後見制度利用支援事業	本人による成年後見制度の申し立てが困難な障害のある人に、市が代わって成年後見等開始審判申し立てを行います。また、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対し、経費等を助成します。
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人等に対して、意思疎通の円滑化を図るため手話通訳者、要約筆記者の派遣を行うものです。
	日常生活用具給付等事業	障害のある人等に対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修工事費を給付し、日常生活の便宜を図るものです。
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障害のある人との交流活動の促進や、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を取得した者の養成研修を行います。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人を対象に、外出の際の移動支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促進します。
	地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。

	名称	内容
任意事業	日中一時支援事業	障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むために、日中における活動の場を確保し、また障害のある人の家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るための支援を行います。
	社会参加促進事業	視覚障害のある人に対して、声の広報事業を定期的に提供することで、視覚障害のある人の社会参加を促進します。

(3) 障害のある子どもへの支援

	名称	内容
障害児通所支援	児童発達支援	就学前の障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障害のある子どもに、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障害のある子どもに、授業終了後や夏休み等の長期休暇中において生活能力の向上に必要な訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供します。
	保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障害のある子どもや保育所などの職員に対し、障害のある子どもが集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害のため外出が著しく困難な障害のある子どもに対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

	名称	内容
障害児相談支援等	障害児相談支援	障害のある子どもが児童発達支援等のサービスを利用する際に、障害児支援利用計画を策定し、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
	医療的ケア児等コーディネーター	医療的ケアが日常的に必要な子どもに対し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

第2章 成果目標の設定

本計画期間が終了する2026(令和8)年度末までに達成する成果目標を、国の基本指針と本市の現状等を踏まえて、以下のように設定します。

■【目標設定に係る国の指針】

国の「基本指針」(大臣告示)は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針です。

■【項目】・【数値／目標】・【設定の考え方】

【目標設定に係る国の指針】と本市の現状や課題等を踏まえて設定する、計画期間中に達成すべき目標の項目、達成基準とその考え方です。

＜成果目標1＞施設入所者の地域生活移行

目標設定に係る国の指針

- 地域移行者数:2022(令和4)年度末施設入所者数の6%以上
- 施設入所者数:2022(令和4)年度末の5%以上削減

項目	数値／目標	設定の考え方
2022(令和4)年度末の施設入所者数(a)	33人	2022(令和4)年度末の入所者数・・・目標の基準値(a)
目標値(地域移行者数)	2人(6%)	2022(令和4)年度末施設入所者数の6% = (a) × 0.06 = 1.98
2026(令和8)年度末の施設入所者数削減数(b)	2人(5%)	2022(令和4)年度末施設入所者数の5% = (a) × 0.05 = 1.65
目標値(施設入所者数)	31人	2022(令和4)年度末の5%削減 = (a) - (b)

■目標達成に向けた施策の方向性

- 障害者相談支援センターをはじめ、各関係機関との連携により、地域で生活するために必要な障害福祉サービスを利用できるよう、支援ニーズの把握に努めます。
- 日々の生活を支えるための居宅介護、生活介護等の充実を図るとともに、地域移行支援、地域定着支援などの利用促進に努めます。
- 地域生活への移行先となるグループホーム等の整備が進むよう、事業者の参入を促進します。

＜成果目標2＞精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標設定に係る国の指針

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数:325.3 日以上
- 精神病床における早期退院率:3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上
- 精神病床における1年以上入院患者数の目標を設定

項目	数値／目標	設定の考え方
退院後1年以内の地域における平均生活日数	325.3日以上	平均生活日数
早期退院率(3ヶ月後)	68.9%	入院3ヶ月後の退院率
早期退院率(6ヶ月後)	84.5%	入院6ヶ月後の退院率
早期退院率(1年後)	91.0%	入院1年後の退院率
1年以上入院患者数	10%減	2023(令和5)年度の1年以上入院患者数×0.9

■目標達成に向けた施策の方向性

- 精神障害のある人が、地域で安心して生活できる体制づくりを進めるため、保健・医療・福祉等の関係機関による協議の場を活用し、地域包括ケアシステムの具体化を進めます。
- 退院後の生活を支えるための居宅介護等の充実を図るとともに、地域移行支援、地域定着支援などの利用促進に努めます。

＜成果目標3＞地域生活支援の充実

目標設定に係る国の指針

- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

項目	数値／目標	設定の考え方
地域生活支援拠点等の設置	1拠点	市内又は圏域で地域生活支援拠点を設置する
上記運用状況の検証・検討	1回／年	自立支援協議会等で検証・評価
強度行動障害のある人への支援体制の整備	実施	自立支援協議会等での情報共有

■目標達成に向けた施策の方向性

- 地域生活支援拠点の設置に向けて、関係事業者との意見交換及び協議を行います。
- 地域生活支援拠点の運用状況については、自立支援協議会等で情報共有を図り、検証等を行います。
- 強度行動障害のある人への支援体制の整備を図るため、自立支援協議会等で支援ニーズを把握するとともに、研修機会の確保に取り組みます。

〈成果目標4〉福祉施設から一般就労への移行等

目標設定に係る国の指針

- 一般就労への移行者数:2021(令和3)年度実績の1.28倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- 就労定着支援事業の利用者数:2021(令和3)年度末実績の1.41倍以上
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上

項目	数値/目標	設定の考え方
一般就労への移行数(a)	5人	2021(令和3)年度実績4人×1.28=5.12人
就労移行支援事業からの一般就労移行者数	5人	一般就労移行者(a)のうち就労移行支援事業利用からの移行者数
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	50%	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合
就労定着支援事業利用者数	11人	2021(令和3)年度実績8人×1.41=11.28
就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	25%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率(※)が7割以上の事業所の割合 ※就労定着率:過去6年間において就労定着支援事業の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者の割合

■目標達成に向けた施策の方向性

- 一般就労に必要な知識・能力向上のための訓練を行う就労移行支援の利用促進に努めます。
- 一般就労へ移行した人の悩みや課題に対する支援を行う就労定着支援の利用促進に努めます。
- 障害者雇用に対する理解促進のため、公共職業安定所等と連携を深め、啓発活動等に取り組みます。

＜成果目標5＞相談支援体制の充実・強化等

目標設定に係る国の指針

- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

項目	数値／目標	設定の考え方
基幹相談支援センター設置に向けた取組み	実施	2026(令和8)年度末までに関係機関と設置に向けた意見交換、協議を行う
相談支援連絡会での個別相談事例の共有	実施	相談支援連絡会等での情報共有、事例検討を行う

■目標達成に向けた施策の方向性

- 地域の相談支援体制の強化や権利擁護・虐待防止の機能を有する基幹相談支援センターの設置に向け、関係機関との意見交換や協議を行います。
- 市内の相談支援事業所で構成する相談支援連絡会等を活用し、情報共有を図り、支援充実や課題解決のための事例検討に取り組みます。

＜成果目標6＞障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

目標設定に係る国の指針

- 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

項目	数値／目標	設定の考え方
障害福祉サービスの質向上のための体制構築・強化	実施	自立支援協議会でサービスの質向上のための課題抽出、取組みを行う

■目標達成に向けた施策の方向性

- 自立支援協議会等で地域の課題を抽出し、課題解決や支援の質向上のための研修等の取組みを実施します。

＜成果目標7＞障害のある子どもへの支援の提供体制の整備等

目標設定に係る国の指針

- 児童発達支援センターの設置:各市町村又は各圏域に1か所以上
- 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等:各市町村又は圏域に1か所以上

項目	数値/目標	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	1箇所	井笠圏域で設置
障害のある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築	実施	自立支援協議会等で課題抽出、取組みを行う
重症心身障害児対応児童発達支援事業所等の設置	1箇所	井笠圏域で設置

■目標達成に向けた施策の方向性

- 障害のある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制を構築するため、自立支援協議会等での協議の場を活用し、課題抽出等に取り組みます。

第3章 障害福祉サービスの見込み

1 訪問系サービス

※各年度の実績は、年度末(3月)の実績となります。ただし、2023(令和5)年度は11月末の実績。

■第7期の見込量

事業名	単位	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)		
		2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度
居宅介護	時間/月	286	310	332	359	388	419
	人/月	20	23	25	28	31	35
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間/月	14	17	9	18	19	20
	人/月	2	2	1	2	2	2
行動援護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
計	時間/月	300	327	341	377	407	439
	人/月	22	25	26	30	33	37

■確保の方策

- 今後の利用ニーズを考慮し、既存の事業所におけるサービス提供体制の確保に取り組むとともに、幅広い事業者の参入を促進します。
- 居宅介護については、今後も高い需要が見込まれるため、各事業所との連携を密にして現状把握を行うとともに、提供体制の拡大のための取組みを検討します。
- サービスの質向上を図るため、自立支援協議会等による研修会、講習会の実施に取り組みます。

2 日中活動系サービス

※各年度の実績は、年度末(3月)の実績となります。ただし、2023(令和5)年度は11月末の実績。

※[単位]の人日とは「人数×日数」の意味で、延べ日数を示しています。

■第7期の見込量

① 生活介護

事業名	単位	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
生活介護	人日/月	1,197	1,201	1,260	1,298	1,337	1,377
	人/月	58	59	62	64	67	70

② 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

事業名	単位	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	18	5	33	35	37	39
	人/月	2	1	2	2	2	2

③ 就労移行支援

事業名	単位	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
就労移行 支 援	人日/月	48	140	64	147	154	162
	人/月	3	10	5	11	12	13

④ 就労継続支援(A型・B型)

事業名	単位	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
就労継続 支援(A型)	人日/月	785	805	693	845	887	931
	人/月	40	39	37	42	44	46
就労継続 支援(B型)	人日/月	1,515	1,565	1,485	1,643	1,725	1,811
	人/月	77	77	83	87	91	96

⑤ 就労定着支援

事業名	単位	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
就労定着支援	人	8	6	3	8	8	8

⑥ 療養介護

事業名	単位	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
療養介護	人/月	7	7	6	7	7	7

⑦ 短期入所(ショートステイ)

事業名	単位	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
短期入所 (福祉型)	人日/月	17	48	43	49	51	54
	人/月	4	10	7	9	9	9
短期入所 (医療型)	人日/月	0	1	0	1	1	1
	人/月	0	1	0	1	1	1

■確保の方策

- 今後の利用ニーズを考慮し、既存の事業所におけるサービス提供体制の確保に取り組むとともに、幅広い事業者の参入を促進します。
- 生活介護については、今後も高い需要が見込まれるため、各事業所との連携を密にして現状把握を行うとともに、提供体制の拡大のための取組みを検討します。
- 就労系サービス(就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援)については、公共職業安定所、事業所、企業、学校などの関係機関とのネットワークの構築を図り、障害のある人が希望する就労の実現や就労定着率の向上を目指します。
- サービスの質向上を図るため、自立支援協議会等による研修会、講習会の実施に取り組みます。

3 居住系サービス

※各年度の実績は、年度末(3月)の実績となります。ただし、2023(令和5)年度は11月末の実績。

※[単位]の人日とは「人数×日数」の意味で、延べ日数を示しています。

●第7期の見込量

① 自立生活援助

事業名	単位	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0

② 共同生活援助(グループホーム)

事業名	単位	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
共同生活援助 (グループホーム)	人日/月	38	39	42	45	48	51

③ 施設入所支援

事業名	単位	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
施設入所支援	人	36	33	35	34	33	31

■確保の方策

- 今後の利用ニーズを考慮し、既存の事業所におけるサービス提供体制の確保に取り組むとともに、幅広い事業者の参入を促進します。
- 障害のある人の地域移行のために必要な共同生活援助(グループホーム)については、提供体制を十分に整える必要があるため、各事業所との連携を密にして現状把握を行うとともに、提供体制拡大のための取組みを検討します。
- サービスの質の向上を図るため、自立支援協議会等による研修会、講習会の実施に取り組めます。

4 相談支援

※各年度の実績は、年度末(3月)の実績となります。ただし、2023(令和5)年度は11月末の実績。

●第7期の見込量

①相談支援

事業名	単位	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画相談支援	人/月	95	89	61	100	105	110
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人/月	8	8	9	9	9	9

■確保の方策

- 今後の利用ニーズを考慮し、既存の事業所におけるサービス提供体制の確保に取り組むとともに、事業者の参入を促進します。
- 地域移行支援・地域定着支援については、施設入所者、入院中の精神障害のある人、単身の障害のある人などが地域生活を継続できるよう関係機関と連携を図りながら、適切にサービス提供ができるよう努めます。

第4章 地域生活支援事業の見込み

1 必須事業

※各年度の実績は、年度末(3月)の実績となります。ただし、2023(令和5)年度は11月末の実績。

●第7期の見込量

事業名	単位	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)			
		2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
	地域自立支援協議会	実施/ 未実施	未実施	実施	実施	未実施	実施	実施
	市町村相談支援機能強化事業	実施/ 未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施
理解促進研修・啓発事業	実施/ 未実施	未実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	実施/ 未実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
意思疎通支援事業	実施の 有 無	有	有	有	有	有	有	有
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	3	0	0	3	3	3
	自立生活支援用具	件/年	14	4	2	14	14	14
	在宅療養等支援用具	件/年	6	6	9	9	9	9
	情報・意思疎通支援用具	件/年	9	11	403	403	403	403
	排せつ管理支援用具	件/年	465	417	403	465	465	465
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	2	0	0	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	人/年	8	6	4	8	8	8	
移動支援事業	時間/月	26.0	45.5	67.5	71	75	79	
	人/月	3	6	4	6	6	6	
地域活動支援センター	人/月	17	16	12	30	30	30	

■確保の方策

- 相談支援事業については、浅口市障害者相談支援センター「はれ〜る」を中心に、複雑化・多様化する障害のある人やその家族等からの相談に対し、必要な情報提供や助言を行うため、専門的な職員を配置し、相談支援の充実に努めます。また、障害のある人などへの虐待や差別の解消に向けて、事業所や相談支援事業所等の関係機関と連携を図り、人権擁護のために必要な支援を行います。
- 成年後見制度利用支援事業については、必要な人が適切に利用できるよう成年後見制度の周知に努めるとともに、市権利擁護推進センターとの連携により制度の適切な利用につなげていきます。
- 意思疎通支援事業については、意思疎通支援者の技術・知識の向上を目的とした研修の開催や県等の開催する研修への参加等により、人材の養成・資質の向上と確保を図り、意思疎通支援が必要な方への支援の充実に努めます。
- 日常生活用具給付等事業については、障害のある人が安定した日常生活を送ることができるよう、給付対象者のニーズに配慮しながら、障害の特性に応じた適切な日常生活用具の給付又は貸与に努めます。
- 手話奉仕員養成研修事業については、広報等で周知を図り、受講者の拡大に努めます。
- 移動支援事業については、利用を希望される方へ事業所の情報提供を広く行うとともに、事業所の確保を図り、サービスの目的に応じた利用促進を図ります。
- 地域活動支援センター事業については、障害のある人の創作的活動、生産活動の機会の提供や社会との交流の促進の機能を強化するとともに、利用者の拡大に努めます。また、地域課題や利用ニーズ等を考慮して、事業類型の検討を進めます。

2 任意事業

※各年度の実績は、年度末(3月)の実績となります。ただし、2023(令和5)年度は11月末の実績。

●第7期の見込量

事業名	単位	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
日中一時支援事業	人/月	36	39	33	41	43	45
社会参加促進事業 (声の広報発行事業)	回/年	12	12	12	12	12	12

■確保の方策

- 日中一時支援事業については、介護者の一時的な休息を確保し、介護負担の軽減に努めます。
- 社会参加促進事業では、「声の広報発行事業」により、ボランティア団体と連携しながら、障害のある人への情報発信を継続します。

第5章 障害児通所サービス等の見込み

1 障害のある子どもへの支援

※各年度の実績は、年度末(3月)の実績となります。ただし、2023(令和5)年度は11月末の実績。

※[単位]の人日とは「人数×日数」の意味で、延べ日数を示しています。

●第3期の見込量

事業名	単位	第2期計画(実績)			第3期計画(見込)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
児童発達支援	人日/月	464	462	445	487	511	537
	人/月	71	70	73	77	81	85
医療型 児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイ サービス	人日/月	843	1,024	854	1,075	1,129	1,185
	人/月	105	122	126	132	139	146
保育所等 訪問支援	人日/月	4	1	0	4	4	4
	人/月	1	1	1	1	1	1
居宅訪問型児童 発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	48	48	45	50	53	56
医療的ケア児等 コーディネーター	人	1	2	1	2	2	2

■確保の方策

- 今後の利用ニーズを考慮し、既存の事業所におけるサービスの提供体制の確保に取り組みます。
- 障害の早期発見・早期療育を推進していくため、母子保健事業等により、支援が必要な子どもの状況把握に努め、家族などの理解を得ながら適切な療育につなげます。
- サービスの質の向上を図るため、自立支援協議会等による研修会、講習会の実施に取り組みます。
- 医療的ケア児の支援のためコーディネーターを設置するとともに、関係機関で構成する協議の場を活用して、実態把握と支援の充実に取り組みます。

第6章 その他の活動指標

1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	単位	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
保健・医療・福祉関係者による市町村ごと協議の場の開催回数	回	1	1	1
保健・医療・福祉関係者による市町村ごと協議の場への関係者ごとの参加者数	人	10	10	10
精神障害者の地域移行支援の利用者数	人	0	0	0
精神障害者の地域定着支援の利用者数	人	5	5	5
精神障害者の共同生活援助の利用者数	人	11	11	11
精神障害者の自立生活援助の利用者数	人	0	0	0
精神障害者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	人	3	3	3

2 発達障害のある人に対する支援

項目	単位	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	人	8	8	8
ピアサポート活動への参加人数	人	30	30	30

3 相談支援体制の充実・強化のための取組み

項目	単位	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
基幹相談支援センターの設置有無	有/無	無	無	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	0	0	1
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成支援件数	件	0	0	1
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数	回	0	0	1
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証実施回数	回	0	0	1

4 障害福祉サービス等の質の向上

項目	単位	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等の市町村職員の参加人数	人	8	8	8
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制の有無及び共有回数	有/無	有	有	有
	回	1	1	1



資料編

- 1 浅口市障害者自立支援協議会 委員名簿
- 2 計画策定の経緯
- 3 用語解説

(順不同・敬称略)

区分	氏名	所属	役職
学識経験者	高戸 仁郎	岡山県立大学 保健福祉学部 現代福祉学科	会長
	岡本 邦広	新見公立大学 健康科学部 健康保育学科	委員
相談支援事業者	山本 俊之	浅口市相談支援連絡会 (相談支援事業所ポップグリーン)	委員
障害福祉サービス事業者	小銭 輝彦	浅口市社会福祉法人連絡会「かけはし」 (障害者入所施設あお空)	委員
保健・医療・福祉関係者	高山 晴彦	浅口医師会 (高山医院)	委員
	長安つた子	岡山県看護協会	委員
	水澤 俊恵	岡山県精神保健福祉士協会 (NPO法人おかやま入居支援センター)	委員
	佐藤 巖	浅口市民生委員児童委員協議会	委員
	土屋 英樹	浅口市社会福祉協議会	副会長
	大武 智恵	にじいろぱらそる	委員
教育・雇用関係機関	小村 利江	子ども療育センター 笠岡学園	委員
専門部会	中塚 惣平	地域生活支援部会 (相談支援あお空)	委員
	高倉 道雄	就労支援部会 (浅口商工会)	委員
	上野優季奈	こども支援部会 (スロースマイル和楽)	委員
	友田 真治	当事者・家族部会 (金光町みどりの会)	委員

2

計画策定の経緯

期日	内容
2023(令和5)年 9月4日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ●令和5年度 浅口市障害者自立支援協議会委員会議(第1回) <ul style="list-style-type: none"> ・第4次障害者計画、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について・アンケート調査票案の説明、意見聴取について
2023(令和5)年 10月2日(月)～ 10月18日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ●アンケート調査実施 <ul style="list-style-type: none"> ・配付数:1,581件 ・回収数:937件 ・回収率:59.27%
2024(令和6)年 1月23日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ●令和5年度 浅口市障害者自立支援協議会 委員会議(第2回) <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査集計結果(単純集計)報告 ・第4次障害者計画、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(素案)の審議 ・第4次障害者計画、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定スケジュールについて
2024(令和6)年 2月6日(火)～ 2月20日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメント実施
2024(令和6)年 3月4日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ●令和5年度 浅口市障害者自立支援協議会 委員会議(第3回) <ul style="list-style-type: none"> ・計画の素案(確定版)、パブリックコメント結果説明 ・アンケート調査集計結果(確定版)報告
2024(令和6)年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ●計画の確定

3

用語解説

用語	用語の説明	初出
【あ行】		
井笠圏域	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町の3市2町のこと。	P66
一般就労	労働基準法や最低賃金法に基づく雇用関係により、障害のある人が一般企業に採用されて就労すること。	P67
医療的ケア	人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、気管切開の管理、鼻咽頭エアウェイの管理、酸素療法、ネブライザーの管理、経管栄養、中心静脈カテーテルの管理、皮下注射、血糖測定、継続的な透析、導尿等の医療行為をいう。	P 3
医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU(新生児特定集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。	P 3
【か行】		
虐待	人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為を指す。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがある。	P 2
共生社会	障害がある、ないにかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら、自分らしく暮らすことができる全員参加型の社会のこと。	P 2
強度行動障害	自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。	P27
権利擁護	社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害のある人等のために援助者がその権利の擁護を行うこと。	P33

用語	用語の説明	初出
【か行】(つづき)		
高次脳機能障害	外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を指す。具体的には「会話がうまくかみ合わない」「段取りをつけて物事を行うことができない」等の症状があげられる。これらの症状は、日常生活において大きな支障をもたらす場合があるが、一見してその症状を認識することが困難であることなどから、周りから十分な理解が得られにくい。	P 6
合理的配慮	障害のある人から、社会的障壁(社会の中にあるバリア)を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応することが求められる必要かつ合理的な配慮のこと。	P 2
【さ行】		
社会福祉協議会	民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。「社会福祉法」に基づき、設置されている。民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざし活動を行っている。	P47
重症心身障害	重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態にあること。	P68
手話通訳者	県の実施する登録試験に合格し、音声言語を手話に、手話を音声言語に変換し、ろう者等の情報の取得・利用、意思の表示やコミュニケーションの支援を行う者。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として、手話通訳士(厚生労働省認定資格)がいる。	P48
障害者虐待防止センター	障害者虐待防止法では、虐待を受けている可能性がある障害のある人を発見した場合の市町村などへの通報義務が規定され、これに伴い、同通報窓口となるとともに、障害のある人への虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障害のある人の迅速かつ適切な保護などを目的に設置された機関。	P56

用語	用語の説明	初出
【さ行】(つづき)		
障害者週間	障害者基本法の規定により、国民の間に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するために設けられた週間。毎年12月3日から12月9日までの1週間とされている。	P47
障害年金	病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金。障害年金には「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できる。障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったときは、障害手当金(一時金)を受け取ることができる制度がある。	P48
自立支援協議会	障害福祉に係る多種多様な問題に対し、障害のある当事者・団体、サービス提供事業者、教育機関など地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うために、中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会。	P 9
身体障害	身体障害者福祉法に基づく、身体上の障害(視覚障害、聴覚または平衡機能の障害、音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害)のこと。	P 6
身体障害者手帳	身体に障害のある人が、様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳のこと。	P14
精神障害	統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有すること。	P 6
精神障害者保健福祉手帳	一定程度の精神障害の状態にあることを認定するもので、そうした人が様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳のこと。	P14
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などの理由で、ひとりで決めることが心配な人が、財産管理(不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など)や身上保護(介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など)などの法律行為をひとりで行うのがむずかしい場合、法的に保護し、本人の意思を尊重した支援(意思決定支援)を行う制度のこと。	P34

用語	用語の説明	初出
【た行】		
地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を送ることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される仕組みのこと。障害福祉分野においても、精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めている。	P75
知的障害	知的機能の障害が発達期(18歳未満)に表れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるもので、知的機能と日常生活能力のいずれもが基準に該当するもの。	P 6
特定疾患医療受給者証	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき指定される指定難病に罹患した対象者が、住所地を管轄する保健所へ申請し、認定を受けることで発行され、医療費を支援する制度を受けられるもの。	P22
特別支援学級	学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級で、心身に障害のある児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。対象となるのは、通常の学級での教育を受けることが適当とされた知的障害、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他障害があり特別支援学級において教育を行うことが適当な児童・生徒。	P55
特別支援学校	障害のある幼児・児童・生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校のこと。	P60
【な行】		
難病	発病の機構が明らかでなく、治療法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなる疾病を指す。障害者総合支援法の対象は2024年4月より369疾病となる。	P 6
【は行】		
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の発達に関係する障害のこと。	P 6

用語	用語の説明	初出
【は行】(つづき)		
バリアフリー	障害のある人が、社会生活に参加する上で支障となる障壁を取り除くこと。障壁(バリア)には、道路や建物等に関する物理的なバリアだけでなく、障害に対する偏見などの意識上のバリアや制度的なバリア、文化・情報面でのバリアなどがある。	P 2
ピアサポート	同じような立場や課題に直面する人がお互いに支え合うこと。	P74
避難行動要支援者	要配慮者(障害のある人、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人等特に配慮を要する人)のうち、災害時に自ら避難することが困難で支援が必要な人。	P47
福祉的就労	一般就労が困難な障害のある人が就労継続支援事業所等で福祉的に配慮されて働くこと。	P61
ペアレントトレーニング	発達障害のある子どもの保護者が、子どもの行動を理解したり、発達障害の特性を踏まえた褒め方やしかり方など、子どもとのより良い関わり方を学んだりして、子育ての困りごとを解消するための支援のこと。	P74
ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを対象とした支援プログラムのこと。子どもの「行動」の客観的な捉え方などを学ぶ。	P74
ペアレントメンター	発達障害のある児童の保護者等であって、その経験を生かし、同じような発達障害がある子どもをもつ保護者等に対して共感的な支援を行なう人のこと。	P74
ヘルプマーク	東京都において、義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマーク。2017年に日本工業規格(JIS)に位置付けられ、このヘルプマークについては全国的に広がっており、2021年10月31日時点で、全ての都道府県で導入されている。	P47
法定雇用率 (障害者雇用率)	事業主に対して、障害のある人の雇用への努力を求め、雇用する労働者に対する障害のある労働者の割合について、基準を定めるもの。障害者雇用促進法に基づき、少なくとも5年毎に設定が見直されることになっている。	P61

用語	用語の説明	初出
【や行】		
ユニバーサルデザイン	(障害のある人にとっての障壁を取り除く「バリアフリー」の考え方に対して)年齢、性別、文化、身体の状況など、人々の持つ個性や差異に関係なく、はじめからできるだけ多くの人が使いやすく、暮らしやすい社会になるよう様々なものを提供するという考え方。	P 2
要約筆記	聴覚障害のある人に対し、話の内容をその場で手書きやパソコン入力により、文字にして伝えることをいい、話すスピードが書く(入力する)スピードよりも早く、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。	P50
【ら行】		
療育	個々の発達の状態や障害特性に応じて、自立して生活するために必要となる能力が得られるよう、治療・訓練と社会生活に必要な生活知識や技術等の教育・指導をあわせて行うこと。	P14
療育手帳	知的な障害のある人が、様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳のこと。	P14

浅口市第4次障害者計画
第7期障害福祉計画・
第3期障害児福祉計画

発行年月：2024(令和6)年3月
発行：浅口市健康福祉部社会福祉課
〒719-0243 岡山県浅口市鴨方町鴨方2244-26
電話：0865-44-7007
FAX：0865-44-7110
